

令和4年第1回
利根町議会定例会会議録 第6号

令和4年3月17日 午前10時開議

1. 出席議員

2番	山崎 誠一郎 君	8番	井原 正光 君
3番	片山 啓 君	9番	五十嵐 辰雄 君
4番	大越 勇一 君	10番	若泉 昌寿 君
5番	石井 公一郎 君	11番	船川 京子 君
6番	石山 肖子 君	12番	新井 邦弘 君
7番	花嶋 美清雄 君		

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町 長	佐々木 喜章 君
教 育 長	海老澤 勤 君
総務課長兼防災危機管理課長	飯塚 良一 君
政策企画課 長	川上 叔春 君
財 政 課 長	蜂谷 忠義 君
福 祉 課 長	三好 則男 君
保健福祉センター所長	狩谷 美弥子 君
生活環境課 長	飯田 喜紀 君
保険年金課長兼国保診療所事務長	直江 弘樹 君
まち未来創造課 長	青木 正道 君
生涯学習課 長	桜井 保夫 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	大越 聖之
書 記	荒井 裕二
書 記	野田 あゆ美

1. 議事日程

議 事 日 程 第 6 号

令和4年3月17日（木曜日）

午前10時開議

- 日程第1 議案の一部訂正の件
- 日程第2 議案第3号 行政手続等における押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第3 議案第4号 利根町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第5号 利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第6号 利根町生涯学習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第7号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第8号 利根町緑地運動公園ゴルフ練習場管理条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第23号 利根町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第9 議案第24号 龍ヶ崎市の公の施設を本町住民の使用に供させることに関する議決事件の変更について
- 日程第10 議案第25号 令和4年度利根町一般会計予算
- 日程第11 議案第26号 令和4年度利根町国民健康保険特別会計予算
- 日程第12 議案第27号 令和4年度利根町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第13 議案第28号 令和4年度利根町営霊園事業特別会計予算
- 日程第14 議案第29号 令和4年度利根町介護保険特別会計予算
- 日程第15 議案第30号 令和4年度利根町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第16 議案第31号 令和4年度利根町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第17 委員会提出議案第1号 利根町議会基本条例の一部を改正する条例
- 日程第18 請願第1号 小学校統合問題に関する請願書
- 日程第19 常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の所管・所掌事務調査の件

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案の一部訂正の件
- 日程第2 議案第3号
- 日程第3 議案第4号

- 日程第4 議案第5号
- 日程第5 議案第6号
- 日程第6 議案第7号
- 日程第7 議案第8号
- 日程第8 議案第23号
- 日程第9 議案第24号
- 日程第10 議案第25号
- 日程第11 議案第26号
- 日程第12 議案第27号
- 日程第13 議案第28号
- 日程第14 議案第29号
- 日程第15 議案第30号
- 日程第16 議案第31号
- 日程第17 委員会提出議案第1号
- 日程第18 請願第1号
- 日程第19 常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の所管・所掌事務調査の件

午前10時00分開議

○議長（新井邦弘君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので本日の会議を開きます。

議事日程は、タブレットに掲載のとおりです。

議事日程に入ります。

○議長（新井邦弘君） 日程第1，議案の一部訂正の件を議題とします。

お手元に配付のとおり，3月14日付で，議案第5号 利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について議案の一部訂正の申出がありました。

お諮りします。

議案第5号の一部訂正の件を，お手元に配付のとおり許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 異議なしと認め，許可することに決定いたしました。

ここで，執行部の皆様に申し上げます。

議案の誤りは議会における審査に重大な影響を及ぼすおそれがあり，本来あってはなら

ないものです。提出に当たっては十分精査，確認の上，提出するように要請いたします。

次の日程に入る前に，議員各位に申し上げます。

質疑は，議題となっている事件について疑義をただすために行うものです。よって，会議規則第54条の規定により，議題外にわたる発言や議題の範囲を超える発言は行わないよう申し上げます。また，同条第3項に，質疑は自己の意見を述べることができないと規定されておりますので，これらのルールを遵守するよう申し上げます。

○議長（新井邦弘君） 日程第2，議案第3号 行政手続等における押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

質疑通告議員は1名です。

質疑を行います。

8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） それでは質疑をいたします。

第8条第2項を改めるというようなことですが，この改めることによって，これまで開かれてきた委員会の内容，今後，開かれる内容等に，どのような変化というか，変わるのか，それをお聞きします。

○議長（新井邦弘君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

飯塚総務課長。

○総務課長兼防災危機管理課長（飯塚良一君） お答えいたします。

第8条第2項ですが，改正は，口頭審査を口頭審理に改める部分につきましては，8条において，見出しを含めて口頭審査と口頭審理という文言が混在していたため，文言を口頭審理に統一するもので，会議の開催，取扱い内容につきましては変更はございません。

○議長（新井邦弘君） 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

これから，議案第3号 行政手続等における押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を採決いたします。

原案を可決することについて，お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって，議案第3号は原案どおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第3，議案第4号 利根町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑通告議員は2名です。

通告順に質疑を行います。

11番船川京子議員。

○11番（船川京子君） 利根町職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例，3ページの第21条1から3，任命権者は育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため次に掲げる措置を講じなければならない，このように義務化されていると考えます。

1，職員に対する育児休業に係る研修の実施，2，育児休業に関する相談体制の整備，3，その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置。

以上，3点について具体的な内容の説明，また，現場でどのように対応するのか，それも含めてお伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 船川京子議員の質疑に対する答弁を求めます。

飯塚総務課長。

○総務課長兼防災危機管理課長（飯塚良一君） 育児休業条例第21条は，育児休業の承認の請求が円滑に行われるための措置を義務づける規定でございまして，第1号は研修の実施，第2号は相談体制の整備，第3号はその他の措置を規定しているところでございます。

具体的な内容でございしますが，第1号の研修につきましては，以前から行っております職員のスキルアップ研修に育児休業等に関する研修を追加し，実施してまいります。スキルアップ研修は，職員が知見を広げるため他課が所管する制度を習得するもので，講師，受講者ともに職員で行われます。研修時間は，参加機会の確保及び業務への支障を考慮して，30分程度といたします。回数に制限はございませんので，育児休業等に関する研修につきましては，年に複数回，時間帯をずらしまして行うなど，職種や勤務形態，さらには会計年度職員の受講についても配慮してまいります。研修内容といたしましては，育児休業制度の内容，休暇等の取得手続，休業中の給付金制度などを中心に行ってまいります。

第2号の相談体制の整備につきましては，既に行っているところではございますが，総務課の人事給与係を窓口として，職員からの相談等に対し随時対応してまいります。

第3号のその他勤務環境の整備につきましては，職場復帰後において，育児のために勤務時間を短縮する部分休業や子供の看護を目的とした看護休暇など，育児休業等を含めたこれらの制度全般について全職員に周知いたします。全職員が理解を深めることにより，仕事と子育ての両立のためのよりよい勤務環境の整備が図られるとともに，復帰に向けた不安軽減にもつながるものと考えております。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 船川京子議員の質疑が終わりました。

8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） 質疑をいたします。

今の質疑された内容と関連するのですが、今、説明があったいろいろな措置等について、4月1日から施行するということなんですね。果たして、今のいろいろな措置が間に合わないのではないかと、4月1日にこの条例が適用して、今言ったいろいろな事柄が4月1日に研修等が果たして行き届くのかどうか、大変不安なのです。その辺を説明してください。

○議長（新井邦弘君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

飯塚総務課長。

○総務課長兼防災危機管理課長（飯塚良一君） 育児休業条例第21条の措置につきましては、船川議員の御質疑でお答えしましたとおり、研修、相談、その他の措置を講じてまいります。

4月1日の施行についてでございますが、まず、相談につきましては、以前から実施しておりますので、これを継続していくこととなります。また、研修及びその他の措置につきましては、既存制度のスキルアップ研修を活用するとともに、新年度早々に制度全般の周知を予定しておりますので、4月1日の施行については何ら問題はございません。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） それでは、今回追加される第20条関係、妊娠または出産等についての申出があった場合における措置等、その中には、要するに、出産等これに準ずる事実の申出、この申出をしなければならないというふうに書いてあるのです。申出をしないと育児休業の承認が受けられないというようなこと、あるいはまた、面談その他の措置等を講じられないというように書いてあるのですが、私は、本人が申し出なくても妊娠したかしないかというのは、母子手帳の交付時点で分かると思うんです。わざわざ本人が申し出ないとかこういう措置を受けられないではなくて、もう既にお医者さんにかかって、あなたは妊娠して何か月ですよということが、心臓の心拍がされていますよということであれば、母子手帳が受けられるわけですから、その時点で分かるのに、なぜこういう複雑な申請、手続をしなければならないのかと、その点についてお聞きしたい。

○議長（新井邦弘君） 飯塚総務課長。

○総務課長兼防災危機管理課長（飯塚良一君） 母子手帳の交付については、役場としては、各市町村で発行されるものなので、把握するのは難しいかなというふうに思っております。20条の申出に関しましては、申出制なのでございますが、先ほどの3号で御説明したとおり、全職員に制度の周知を行ってまいりますので、そちらのほうで職員が漏れることのないようにしてまいりたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 今日を担当というか、専門の課長さんおられないのであれなんですけれども、この20条関係について、あなたは担当外だから、総務課長ではなくて、本当は詳しくお聞きしたいんです。残念ながら今日はおられないんですけども、どうしましょう、おりますか。おれば、専門の所長さん、課長さんかな、この辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（新井邦弘君） 狩谷保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（狩谷美弥子君） すみません、井原議員に確認させていただきたいことがございます。

今の質疑でございますが、母子健康手帳の交付に関してを確認したいということで。すみません、母子健康手帳は確かに保健福祉センターで、こちらも申請制度です。妊娠しましたので母子健康手帳を交付を受けたいという御本人の申出があって、母子健康手帳を交付してございます。そのことに関しての御質疑ということでよろしいでしょうか。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 担当の所長が来ましたので、新たな質疑したほうがいいでしょう。

○議長（新井邦弘君） 井原議員、申し訳ございません、質疑の内容は。

○8番（井原正光君） 3回目の質問です。

○議長（新井邦弘君） 井原議員は今、20条に対して質疑しているんですよ。本当は、記載では、21条に対して4月1日以降から施行できるのかという質疑の文面なので。

○8番（井原正光君） 20条関係です。

○議長（新井邦弘君） 今、話しているのは、20条なんです、今の質疑は。本来であれば、ここで質疑を止めるべきなんですけれども、一応、関連性があるので、こういうふう保健福祉センター所長に答弁をお願いしたいなということなんですけれども。

○8番（井原正光君） 議長といつでもこの辺で議論をするわけですが、認識が違うので議論するのですが、21条の措置というのは、議案第4号に対する中の20条、21条、20条ですから、要するに改正点、4月1日に的確に施行するのは20条も21条もどちらも適用されるわけですから。だから私は困ると思うんです。

○議長（新井邦弘君） ただ、井原議員の今の質疑は。

○8番（井原正光君） あまりにも狭い意味で答弁というか、質疑応答をされると、町民に対して我々何やっているんだか分からなくなっちゃうじゃないですか、広く住民に分かりやすくするためには、少し広げて答弁していただいても私はいいと思うんです。ただ、それだけ申し上げておきます。

○議長（新井邦弘君） 答弁はよろしいですかね。

今、反問のやつで、井原さんに質疑ね。

○8番（井原正光君） 質疑させないんでしょう。

○議長（新井邦弘君） 分かりました。

○8番（井原正光君） 質疑させないのだから聞けないじゃない。

○議長（新井邦弘君） 井原正光議員の質疑が終わりました。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

これから、議案第4号 利根町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第4号は原案どおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第4、議案第5号 利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

質疑通告はありませんので討論を行います。

井原議員。

○8番（井原正光君） 質疑の通告はなかったと思うんですけども、この議案に対しては、今日、訂正がされたんですよ。

○議長（新井邦弘君） そうですね。

○8番（井原正光君） ですから、これは質疑できると思うのですが、いかがですか。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） いいですか。

○議長（新井邦弘君） 大丈夫です。質疑をお願いします。

○8番（井原正光君） 1点だけお聞きしたいのですが、今回、訂正部分は、そのものは抜けていたのだからこれは致し方ないとしても、この医療費、要するに今、利根町で診療所が開設されております。先生たち、あるいはそれに関わる人たち、本当にコロナでもって大変な毎日をご過ごされていると思うのですが、果たしてこの先生、月額幾らもらっているのですか。報酬というか給料等、そのほかの手当を含めてどのぐらいの月額になるのか知りたい。

○議長（新井邦弘君） 井原議員に申し上げますと、質疑の内容が議案第5号にはふさわしくないのです、答弁は控えさせていただきます。

質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第5号 利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第5号は原案どおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第5、議案第6号 利根町生涯学習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑通告議員は2名です。

通告順に質疑を行います。

11番船川京子議員。

○11番（船川京子君） 2ページにあります、第13条生涯学習施設の管理は、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって町長が指定するもの、以下指定管理者という、に行わせることができると明記されました。これにより、条例の一部を改正することにより、利根町生涯学習センター及び利根町文化センターにおいても、管理を指定管理者に行わせることが可能となります。将来的に、町の生涯学習施設の管理を指定管理者に行わせるお考えをお持ちなのでしょうか。

○議長（新井邦弘君） 船川京子議員の質疑に対する答弁を求めます。

桜井生涯学習課長。

○生涯学習課長（桜井保夫君） それではお答えいたします。

現在、指定管理者制度を導入している施設は、布川地区コミュニティセンターでございます。条例が改正されますと、令和4年度からは、生涯学習センターと文化センターにおいても指定管理者制度が導入できるようになります。将来的には、指定管理者による管理が必要だということになれば、導入について検討していきたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 船川京子議員の質疑が終わりました。

8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） それでは質疑をいたします。

この参考資料のほうの7ページの備考欄にあるのです。コミュニティセンターの使用料等の下に、使用時間がその区分の全時間に満たない場合でも、その区分の使用料を徴収する、これ一つです。

それから二つ目として、町外者、龍ヶ崎市民を除く、以下同じ。及び町外者の割合が5

割を超える団体の使用は、5割増しの額とする。その下なんです。その下の三つ目、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料の3倍の額とする。要するに、3倍の額を徴収するということです。額そのものは、ここに書いてあるのですけれども。それで、その一つ目として、営利目的として物品の展示、宣伝及び販売に使用する場合は、使用料の3倍の額とすると、こういうふうに書いてあるのです。

これが、どうも私は理解できないです。何で町の施設なのに、町の生産者なり、あるいはいろいろ町の商品開発されている人が展示する、もちろん、展示するということは売ることにつながるのですけれども、その宣伝する場合についても使用料の3倍の額をもらうのだと、何でそういうことをやらなきゃならないんですか。町が生産者が一生懸命作った商品を町の施設で宣伝する、展示する、いいことじゃないですか。何でこれに3倍も料金を取らなきゃならない、それがどうも私には分からない、説明してください。

○議長（新井邦弘君） 桜井生涯学習課長。

○生涯学習課長（桜井保夫君） それではお答えいたします。

ここに載っております展示、宣伝というのは、あくまでも物を販売する場合に、販売する物を展示したり、宣伝して、その物品を買ってもらう目的のときに使用する展示販売でございまして、物を売らない場合には該当いたしません。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） ちょっと待って、物を売らない場合は該当しないということは、物を売らない場合は宣伝してもいいということなんですか、その辺がよく分からない。営利を目的として物品の展示、宣伝及び販売に使用する場合。物品を展示する、これはいずれは営利目的です。その場では直接の買う買わないはしないかもしれない、現金のやり取りはしないかもしれないけれども、物を展示するということは、こういう物が利根町にあっていいですよ、おいしいですよということを展示して、将来、何らかの形で営利を目的とする、将来的に営利目的にするんですが、そういうことで利根町の宣伝にもなるんです。それから、生産者の意欲の向上にもつながると思うのですけれども、なぜ、こういうふうには料金を取ることばかり考えて、町の商工業というか農業も含めた生産、あるいは被服等も含め、私はこういう公の場所で宣伝してもいいと思うんです。実際、役場の多目的では販売しているじゃないですか、あれと同じ公共施設なんですよ。それがどうも私は理解できないので、もう一度詳しく説明してください。

○議長（新井邦弘君） 桜井生涯学習課長。

○生涯学習課長（桜井保夫君） それではお答えいたします。

ここでいう宣伝と展示といいますのは、あくまでも、ただ芸術品とかそういう団体で作った物を展示する場合とかではございまして、この展示、宣伝した物を幾ら幾らで売りますと、申込書を渡したりですとかそういった、ここに書いてありますよね、営利目的に

つながる展示，宣伝につきましては，やはり営利目的でございますので3倍の料金を徴収するというふうになってございます。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 物品を展示するということは当然，営利目的で展示するわけですから，ですから，私はこの文言は削除すべきだというふうに思うんです，はっきり言って。町の公の施設，幾つもあるのですが，この後も質疑して聞くんですけれども，物品の，町外の生産した物等は別にしても，利根町で生産されている物等については，こういう物が生産されていますよ，作られていますよ，そういうことを展示する。これは私，必要だと思うんです。それを，頭の上に営利目的云々という言葉で，展示するとそれは営利目的じゃないかと，確かに展示するということは売れるように，PRするように展示するわけですから，それは将来的に営利目的です。しかし，お金を取ることばかり考えて，町民の皆さんが一生懸命生産者で作った，そういう物というのは，公の施設でありますから無料で展示して，後でそれがどういう形の取引につながっても，営利につながっても，それは私はよしとすべきだと，そのように私は思っています。いいです。

○議長（新井邦弘君） 答弁いいですか。

井原正光議員の質疑が終わりました。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

採決システム起動します。

議案第6号 利根町生涯学習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

原案を可決することについて，お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 賛成多数です。したがって，議案第6号は原案どおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第6，議案第7号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑通告議員は2名です。

通告順に質疑を行います。

石井公一郎議員。

○5番（石井公一郎君） 議案第7号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

の一部を改正する条例について御質疑いたします。

これで、国民健康保険税の被保険者に係る、それと後期高齢者支援金課税額の被保険者均等割合、これは21条の1国民健康保険税の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割、それが、アで4,200円、イで7,000円、ウで1万1,200円、エで1万4,000円というような形であるのです。それで、2番目の国民健康保険税の被保険者に係る後期高齢者、これも、アで金額を減額した世帯2,010円、イで3,350円、ウで5,360円、エで6,700円というようなことで、提案理由としては、子育て世帯への支援策として20歳以下の被保険者均等割の軽減措置導入に対して、県からの交付金と対象年齢予算措置が明確になったと、これで余剰金もあるというようなことで、聞きたいのは、この改正で一般国保世帯の国保税の引上げ、これはこの軽減によって一般世帯の国保税の引上げ、これがあるのかないのか、その辺をお伺いします。

○議長（新井邦弘君） 石井公一郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

直江保険年金課長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（直江弘樹君） それでは、石井議員の御質疑にお答えします。

今回の改正ですけれども、第21条の第1項の1号で、基礎課税額の被保険者均等割額と同条の第2項の第2号の後期高齢者支援金の課税の被保険者均等割額についてですけれども、今回、先ほど石井議員が御質疑していただいた内容で、まず一つは、県の国保特別交付金、これにつきましては、県の要綱の一部改正によって毎年交付金が交付されます。交付額の金額として県のほうで推計しているのは、1人当たり7,000円と見込んでおります。

もう一つの余剰金のほうですけれども、これは、令和2年度県の国保特別会計の決算余剰金についてでの交付額となります。1人当たり5,000円と見込んでおります。これは毎年交付されるかどうかというのは、今のところ県の財政状況によりまして、現時点では、町のほうとしては、単年度として予想しております。仮に、単年度の交付の場合ですと、令和4年度は、先ほど、余剰金と県のほうの特別交付金で賄えるのですけれども、令和5年度からは、町の国保財政状況によりまして、基金から取り崩す場合も想定されます。

説明は以上です。

○議長（新井邦弘君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 今、県のほうの財政状況次第だと、それが駄目になったときは、町の余剰金なり、それから基金のほうから出すんだと言うけれども、最終的には、一般の世帯にこれは必ず跳ね返ってくると思うんです。その辺が、軽減はするのはいいんですけども、その分を今度、国保の被保険者に増額になって跳ね返ってくるということはあまりよろしくないのかなと。課長が大丈夫だと言えば大丈夫なんでしょうけれども、その辺もう1回お願いします。

○議長（新井邦弘君） 直江保険年金課長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（直江弘樹君） 国民健康保険の被保険者の方に、税率とかそういうことで負担になってくるのではないかなということ御質問なんですけれども、今回、もし令和4年度、町のほうで基金から取り崩すということになってきた場合、想定としては140万円ぐらい。ただし、基金のほうが今のところ、正確には覚えていないんですけれども、2億3,000万円ほどになっていますので、それで毎年崩していくような形で想定しております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 石井公一郎議員の質疑が終わりました。

8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） それでは質疑をいたします。

まず、この提案理由にある20歳以下の被保険者の均等割額の軽減措置導入に対して、県からの交付金の整備、年齢制限、予算措置等が明確になったことを踏まえて、子育て世帯の支援策を追加したということで提案するということになっているのですが、これよく分からないのですけれども、要するに、子育て世帯の経済的軽減の観点から、未就学児に対する、国のほうで何かそういう措置を取っているというふうに思うのですけれども、それとの関連というのはどうなんですか、20歳未満の被保険者の減免との関連、これは分かります。

○議長（新井邦弘君） 直江保険年金課長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（直江弘樹君） それでは、井原議員の御質疑にお答えします。

今回の保険税の軽減なんですけれども、所得によって、ゼロ歳だろうが、国保加入者だろうが、世帯によって所得の軽減があります。それで、先ほどこの議案に提出してあり、7割、5割、2割という軽減があります。今回の子育てに対しての支援策なんですけれども、県の条例改正によって、30億円の県のほうの予算があります。その部分に対して、二十歳未満の方に対しての軽減措置ということで、予算措置を県のほうで予算を取っておりますので、その部分で二十歳未満の方に対して1人当たり、先ほど言った7,000円を交付するという形になっています。

町としては、二十歳未満どのぐらいになるかということで推計しました。それによりますと、約285人ほどになるのではないかと。先ほど、7割軽減の世帯という、ゼロ歳から二十歳までの方ですと64人ぐらい、5割軽減ですと56人ほど、2割軽減は43人ぐらいである。それ以外の方で、所得があるんだけど二十歳未満の方では122人ほど見込んでおります。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） そうしますと、ダブらないということ、二重には引かないということですね。要するに、20歳未満ということで、未就学児も含まれていますよということですね。その場合に、当然これは国の政策でやるわけですから、補助来ますよね、財政的な援助ありますね、その辺の補助率というのを教えてください。

○議長（新井邦弘君） 直江保険年金課長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（直江弘樹君） それではお答えします。

先ほど補助率という井原議員の質問なんですけれども、先ほど言った、県のほうでの特別交付金の中で、国から交付されるやつで、県のほうで財源的に使えるのが30億円あります。その中の部分で、二十歳未満の方に対しての軽減措置ということでした場合に交付される。この二十歳未満で、要はなぜ交付するかということになりますけれども、今回、県のほうでは2方式、今までは、令和3年は3方式だったんですけれども、2方式によって1人当たりの均等割と世帯割、これは平等割ですね、世帯の部分、その部分が今まで合算で、あと所得割で3方式でやっていたんですけれども、それを2方式にすると、所得割と1人当たりの均等割、それで、どうしても均等割額が今度は高くなるのではないかとということでもありますので、その部分での県のほうとして、財源で子育て支援に対しての軽減措置ということで予算計上してあります。

説明は以上です。

○議長（新井邦弘君） 井原正光議員の質疑が終わりました。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第7号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を採決します。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第7号は原案どおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第7、議案第8号 利根町緑地運動公園ゴルフ練習場管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑通告はありませんので討論を行います。

討論はありませんか。

討論を締め切ります。

採決システムを起動します。

議案第8号 利根町緑地運動公園ゴルフ練習場管理条例の一部を改正する条例を採決します。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第8号は原案どおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第8、議案第23号 利根町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

質疑通告はありませんので討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第23号 利根町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

原案に同意することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第23号は原案について同意されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第9、議案第24号 龍ヶ崎市の公の施設を本町住民の使用に供させることに関する議決事件の変更についてを議題とします。

質疑通告議員は1名です。

通告順に質疑を行います。

8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） それではお聞きいたします。

この龍ヶ崎市の公の施設を本町住民の利用にさせることに関する議決事件なんですけれども、お互いに龍ヶ崎との施設の協定というか、それを結んでいますから、その施設の中で、先ほどもお話ししましたけれども、この特産品等、物品等、その辺の展示をして、お互いにPRをしたらどうなのかなと、そういう展示コーナーは設けられないのかなということで、今回、お聞きいたしました。

○議長（新井邦弘君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

川上政策企画課長。

○政策企画課長（川上叔春君） 今回、提案いたしました議決事件が変更となる公の施設相互利用に関する協定書は、地方自治法第244条の第3項の規定によりまして、構成市町の住民が公の施設を相互に利用することができ、また、有料施設の使用料については、構成市町の住民に限り、それぞれの市町の住民と同額で利用できるよう、議会の議決を経てこの協定を結んでいるものでございます。

以上のようなことから、この協定に基づいて、今、御質問のありました、PRをするような展示コーナー等の設置はしてございません。

○議長（新井邦弘君） 井原正光議員の質疑が終わりました。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第24号 龍ヶ崎市の公の施設を本町住民の使用に供させることに関する議決事件の変更についてを採決します。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第24号は原案どおり可決されました。

暫時休憩をいたします。再開を11時零分とします。

午前10時48分休憩

午前11時00分開議

○議長（新井邦弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（新井邦弘君） 日程第10、議案第25号 令和4年度利根町一般会計予算から日程第16、議案第31号 令和4年度利根町後期高齢者医療特別会計予算までの7件を一括議題といたします。

この件については、3月2日の本会議において予算審査特別委員会に付託しております。

委員長から、会議規則第77条の規定により予算審査報告書が提出されましたので、お手元にその写しを配付しております。

ここで、審査の経過及び結果について委員長報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長船川京子議員。

〔予算審査特別委員長船川京子君登壇〕

○**予算審査特別委員長（船川京子君）** それでは、本委員会に付託された議案について一括して報告いたします。

本委員会は、令和4年3月2日、本会議において設置され、議案第25号 令和4年度利根町一般会計予算から議案第31号 令和4年度利根町後期高齢者医療特別会計予算までの7議案について付託されたものです。

予算審査特別委員会は、土日を除く3月10日から3月15日までの4日間、委員10名出席の下、開催し、町長、教育長をはじめ各課長及び担当職員の出席を求め、慎重なる審査を行いました。

令和4年度利根町一般会計の予算の総額は62億1,339万7,000円です。前年度より4億9,903万1,000円の増額です。

次に、令和4年度利根町国民健康保険特別会計予算は、事業勘定が20億9,705万1,000円、診療所の施設勘定が1億3,860万2,000円。

次に、令和4年度利根町公共下水道事業特別会計予算の総額は2億8,276万5,000円。

次に、令和4年度利根町営霊園事業特別会計予算の総額は3,051万9,000円。

次に、令和4年度利根町介護保険特別会計予算の総額は16億1,924万6,000円。

次に、令和4年度利根町介護サービス事業特別会計予算の総額は1,313万8,000円。

最後に、令和4年度利根町後期高齢者医療特別会計予算の総額は5億7,983万4,000円。

一般会計と特別会計を合わせた総合計は109億7,455万2,000円で、前年度より7億35万2,000円の増額となっております。

議案第25号 令和4年度利根町一般会計予算の表決の結果、賛成6、反対3で可決。議案第26号から議案第31号については、全会一致で可決でございました。

予算計上に関しましては、年度末に大きな額を減額するということが散見されますので、予算見積りの段階でよく精査していただくようお願いいたします。最少の予算で最大の効果を上げるとともに、今後も行政改革を進め、歳出抑制に努めていただきたいと思います。

以上、今定例会で付託された議案は、全て原案どおり可決しております。なお、審査の詳細につきましては、全議員が委員会に出席しているため、割愛させていただきます。

以上、会議規則第77条の規定により報告いたします。

○**議長（新井邦弘君）** 報告が終わりました。

本件は、議長を除く全議員が委員のため、委員長報告に対する質疑は省略いたします。

これから、議案第25号 令和4年度利根町一般会計予算から議案第31号 令和4年度利根町後期高齢者医療特別会計予算の7件について討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

石井公一郎議員。

○**5番（石井公一郎君）** 議案第25号 令和4年度利根町一般会計予算について、反対討

論いたします。

一般会計の予算は、約62億円であります。人口の減少、高齢化が進み、町税は約12億円であり、伸びは大きくは望めません。財政不足を補うために、基金を取り崩して予算を編成しております。

支出では、町長、教育長の給料、議員の報酬の引上げがあります。人件費は約15億7,000万円で全体の25.3%を占めており、町税で人件費が賄えない状況にあります。また、文小学校、文間小学校を布川小学校への統合に全体で3億円ぐらいの大きな金額が支出される見込みであり、この厳しい財政状況の中で支出を削減していかなければならない、そういうことで私は反対いたします。

○議長（新井邦弘君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

大越議員。

○4番（大越勇一君） 傍聴の皆様、何かとお忙しい中議場に足を運んでいただきまして、誠にありがとうございます。また、インターネットで議会中継を御覧の皆様、感謝申し上げます。利根町議会議員もバラエティーに富んでおります。御理解願います。

議案第25号 令和4年度利根町一般会計予算に賛成討論いたします。

令和4年度の予算規模は62億1,339万7,000円で、前年度比4億9,903万1,000円の増で、率にして8.7%の増です。町民生活重視の政策を優先した予算編成になっております。

その中で注目する事業としては、高齢者等買い物弱者移動販売事業で、令和4年度の販売事業者については、よりサービスの向上を目指すため、プロポーザル方式を採用し、株式会社カスミが新たな事業者に決定しました。品数の多さや販売回数等、これまで以上のサービスが提供できるよう期待できます。

次に、ふれ愛タクシー運行事業では、ふれ愛タクシーを1台増車して、JAとりで医療総合センターに乗り入れを行います。防犯対策事業では、街頭防犯カメラ2台を増設します。住民登録費では、全国のコンビニエンスストアで住民票が取得できます。道路改良工事事業では、町の基幹道路である町道112号線大房地区の道路拡幅工事と町道1234号線立木寺内地区の道路拡幅工事を行います。

また、コロナ禍の影響で、令和3年度主食用米が大暴落して、農家の収入は4割減となりました。今回の主食用米生産継続支援対策事業で、10アール5,000円の補助金は、農家にとってはまさに継続支援になります。

このように、住民サービスの向上につながる事業が、当初予算案に盛り込まれております。新型コロナウイルス感染症や少子高齢化、人口減少の急激な進展など厳しい財政状況が今後も続くものと思われまます。限られた財源と人員を有効に活用しなければなりません。

議案に反対する議員は、本当に利根町の将来を考えているのでしょうか。一般会計予算が否決されれば、4月以降の事業はストップします。行政と議会が一丸となって質の高い行政サービスを提供し、町民満足度の向上を図り、社会構造の変化に対応した効果的な施

策を推進して、持続可能な社会づくりである、住みやすい、そして安心して安全なまちづくり、「ともに創ろう みんなが住みたくなるまち とね」を実現しなければなりません。

そのためにも、効率的な行政運営を着実に進めることを願い、議案第25号 令和4年度利根町一般会計予算に賛成いたします。

○議長（新井邦弘君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

片山議員。

○3番（片山 啓君） 片山でございます。私は、この予算案に反対の立場で討論します。

人口減少が続くこの利根町で、町税の増収は見込めません、人件費を抑えることが喫緊の課題であるという認識は、皆さんと同じだと思います。この予算案も人件費が前年度比プラス2.4%になっております。全支出の25.3%を占めております。

第2の夕張になると危機感を持っていた町長はどこへ行ったのでしょうか。今がよければよいでは、将来の利根町はどうなるのでしょうか。このような観点から、この予算案に反対いたします。

○議長（新井邦弘君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 私は、賛成の立場で討論いたします。

歳入歳出それぞれ62億1,339万7,000円、前年度対比8.7%の増であります。その中で、自主財源である町税が、前年対比10.3%という伸びをしました。額にしまして1億1,303万6,000円です。予算計上時には、この金額は総務省の試算を基に計上してあります。地方交付税は19億5,349万2,000円で、歳入に占める割合は31.4%であります。行政需要の増加により、厳しい予算編成と思えます。

町長は毎年、関係部署に予算編成方針を示しています。町民や区長から様々な要望があると思えます。よく話を聞いてくれます。聞く耳を持っております。このようなことを多くの方々から聞き及んでいます。町民と行政が一体となり費用対効果をよく考え、有効に予算編成をしております。

予算審査特別委員会の審査の中で、執行部の説明内容に対して、よく予算内容を理解いたしました。コロナ禍の中において、生活スタイルの変化を受け、密を避け、東京圏から近郊へと転出の動きが顕著になりました。在宅勤務やモバイルワーク等の新しい勤務形態が生まれました。これに対しても、町当局では、テレワーク導入推進セミナーを開催し、その予算を委託費で計上してあります。

都市に住む若者を中心に、農村への関心が高まっています。これは通称、田園回帰といえます。その田園回帰の動きが出てきました。定年退職を契機に定住志向が多くなりました。新築マイホーム取得助成金として865万円の予算化をしてあります。昨年4月に実施しました行政組織の改正が、ここに来て町民に広く行き渡り、利便性の向上に寄与しています。新たな発想で果敢に対応していると思えます。

農業は、利根町の基幹産業です。生産性の向上を図るため、各地区で実施している基盤整備事業も順調に進められています。整備された圃場に生まれ変わり、省力化、担い手の育成が進み、生産性の向上に寄与します。今年産の米価は、昨年度に比べて暴落です。先ほど大越議員の討論でも、暴落という言葉が出てきました。これは消費の減少、コロナ禍、米余り、需要供給のバランスが崩れ、悪条件が重なりました。市場価格が現在、60キロ当たり、1俵と申しますか、1万円を切る価格です。それが現状でございます。このような状況では、基幹産業の米の生産意欲がますます減退していきます。

そこで特筆すべきことは、新規事業として予算計上しております。事業名は、主食用水稲生産継続支援対策事業費補助金です。額にしましては2,340万2,000円です。これは、米価の下落により、10アール当たり、約1反歩ですが、5,000円の交付金を支給すると、こういう補助制度が新しくできました。利根町としては、単独で生産者に補助をするということは、佐々木町長の英断でございます。この英断は、高く評価いたします。

最後に、小学校統合でございますが、令和5年4月開校する新しい利根小学校に向けて、教育委員会としては、日々粛々と事務事業を行っております。統合については、小学校統合問題に関する請願について、反対の請願が今期定例会に提出されています。文教厚生委員会に付託されましたので、慎重に向き合い審査をいたしました。

以上により、私は賛成討論いたします。ありがとうございました。

○議長（新井邦弘君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

井原議員。

○8番（井原正光君） 井原正光です。私は、議案第25号 令和4年度利根町一般会計予算について、反対の討論を行います。

令和4年度利根町一般会計予算につきましては、3月10日から3月15日にかけて、議員全員で審査をいたしました。その結果、原案可決されたと先ほど予算特別委員長から報告がございました。私は、この新年度予算が住民の福祉の向上につながっていないことから、反対をいたします。

令和4年度予算総額は62億1,339万7,000円で、昨年度より4億9,903万1,000円の増となっております。町税につきましては1億1,303万6,000円の増で、12億840万7,000円が計上されております。10.3%の伸びでございます。この伸び、この増額は、昨年度はコロナ禍の影響を見込んで、所得等を低く見積もったものと、このように説明がございました。

また、地方交付税につきましては2億124万5,000円の増で、19億5,349万2,000円の計上で、11.5%の増となっております。地方交付税についても増額になっているわけですが、特別な理由はありません。歳入全体の構成比を見ると、地方交付税が31.4%、町税が19.5%で、合わせて50.9%となり、歳入全体の半数を占めております。

一方、歳出を見ると、突出しているのは、人件費のみであります。議会費では398万円の増で、議員報酬の引上げによるものであります。また、町長等の給料も引上げされ607

万1,000円の増加、合わせて2,681万7,000円が計上されました。一般職も1,174万8,000円の増加で、12億7,992万6,000円となっております。これら合計いたしますと、人件費は前年度より3,610万5,000円の増加で合計15億7,043万1,000円となり、歳出全体に占める割合は25.3%となっております。確実に財政の硬直化が進んでおります。次に多いのが扶助費で15.3%、以下、物件費、補助費等14.0%というふうになっております。

いつも言っていますように、このように人件費が町税では賄えない状態が続いていて、今年度は3億6,202万4,000円が町税を上回っています。その不足分は、地方交付税を財源としているわけであります。この多額の地方交付税で人件費を賄うものではなく、地方交付税というのは、多くは扶助費に充当すべきだというふうに私は思っております。生活困窮者、育児、介護等、福祉を支える予算が減ることにつながるからであります。この福祉の面が充実されないと、利根町は住民サービスが悪い、住みにくい町だと、そういうふうにならば、さらなる人口減少が進むということで、私は、ますます過疎化が進んでいくということを危惧しているわけであります。

地方交付税については、私が言うまでもございませぬけれども、これは地方公共団体の財政力を調整する制度でございまして、住民サービスに格差が出ないように、公共団体の公的サービスに格差が生じないように、国から交付されるものであります。町長等の給料については、格差が生じても引き上げる額を国の交付税をこの不当な解釈で充てていると、これは非常におかしいというふうに私は思っております。

2年も続くコロナ禍で大事なこと、それは福祉予算を確保して、町民の福祉の向上、充実を図ることと思っております。少しでも生活に困る人がいれば、行政の長として、予算を組んで、対策を講じるべきであります。それなのに困っている人を尻目に、御自分の給料を引き上げる、このような新年度予算については、とても賛成するわけにはいきません。

また、小学校について申し上げますと、小学校統合予算についてでございますが、これまでも一般質問の中で再三、小学校の統合に幾ら予算がかかるのかということでお聞きしてまいりました。その都度、小出しをしながらのりくらしと、正確というか概算の答弁もありませんでした。来年度の統合に向け準備が進められている中、いよいよその間際になって、令和4年度の予算の中で3億円を超える予算が計上されております。前年度の予算の計上もありますから、合わせると膨大な予算になります。数年度にわたって準備されてきたこの小学校統合事業ですから、予算はもちろんのこと、町民の理解の下、進めるべきであるというふうに私は思っております。

住民からは、将来の町を憂い、請願書も提出されました。多くの皆さんがこの小学校の統合に関心を持ち、いろいろと心を砕いております。このような町民の理解が得られていない小学校統合事業、また、前もってその予算が示されない、ずさんな令和4年度利根町一般会計予算に私は反対をいたします。

〔「自分の報酬返還したほうがいいのじゃないの」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 静粛をお願いいたします。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 10番若泉でございます。私は令和4年度の予算に対し、賛成の立場で討論いたします。

まずは、昨年から、これは全国的でございますが、コロナに対し、しかしながら、利根町は予防接種も県下でも早めに実行し、大変御苦労様でございました。令和4年度の予算も、4日間の予算審査委員会も終わりました。議員の皆様、御苦労さまでございます。本年度の予算を見ますと、昨年より4億9,900万円の増で、特に町税が1億1,300万円の増となっております。また、交付金では2億円の増となっております。本年度の予算、町民の暮らしがよくなりますよう努力していただきたいと思っております。

それでは、本年度の新規事業に対して、少し話をしてみたいと思っております。その前に、今、井原議員からも出ましたが、町長それから教育長、それと我々の報酬、昨年、値上げじゃないです。値上げと皆さんは思っていますが、これは元に戻したということでございます。どういうことかと言いますと、6年ほど前に、給料の審議会が委員会を開いて、その中で元に戻しましょうと、そういうことが可決して、その結果、今年4月から前に戻すような形になったわけです。

私は、平成7年度に議員となりました。そのとき議員の数は18名でございます。それで、報酬はそのとき30万円です。それから3回に分けて、結局下げまして今は25万円ということでございます。ですから、町民の皆さん、報酬は上げたのだというお話は随分聞きますが、これは上げたのではなく元に戻すということでございますので、誤解がないようにひとつよろしく願いを申し上げます。

新規事業として、町長、特に町民の皆様、足に困っている方、大変多くおります。ふれ愛タクシー、このたび1台増車し、JAとりで総合医療センター、要するに協同病院と言っているところですが、そちらのほうに今度行けるようになりました。これは、大変よいことだと思います。利根町は、特に高齢者の方が多い町でございます。ですが、病院等また買物もありますが、いろいろな面で足に困っておりますが、このたびは取手の、前の協同病院、そちらへも行けるようになりました。もちろん今でも、既に前から龍ヶ崎の済生会病院のほうは行かれますので、なお便利になったことと思っております。これから取手のほうへは行けるようになりましたが、私、常に思っておりますが、布佐駅も行かれるようになりますと、利根町の町民としては大変便利になることと思っておりますので、その点は、町長をはじめ行政の皆さんも、なお一層の努力をお願いしたいと思っております。

次に、新規事業といたしまして、防犯対策事業といたしまして、街頭の防犯カメラを町内2台設置されることになりましたので、なお一層安全になることと思っております。さらにはドッグラン、要するに犬を飼われている方の新規事業になりますが、上曽根の、今までは、

最初はゲートボール場，その次がグラウンドゴルフ場，そちらのほうをやっている方が返しましたので，町としましては，犬を飼われている方たちのために，犬が自由に遊べるようにそういう施設を今年は造るようになりました。どういうことかと言いますと，もちろん柵はありますから，金網張ってありますから，その中で犬が放し飼いで遊べる。今現在，犬を飼われている方は，散歩するのにも綱をつけて一緒に歩いております。放し飼いはできません。しかしながら，その中では犬を放し飼いをし，自由に犬が遊べるようになりました。その中で，今度，犬を連れて来ている方たち，その方たちのお互いの犬を通じての信頼というのですか，つながりができるのは大変に結構なことだと，私は二重の喜びと思います。

さらには，新規事業といたしまして，利根町の親水公園，これは現在，皆さん行っている方は御存じだとは思いますが，町内外から随分来ております。あそこで休憩したり，特にハスの時期には大勢の方が親水公園へ来ておりますが，年数がたっておりますので，残念ながら，木でできた道，それが大分弱っておりますので，今年は改修工事をしなければならないということで，その改修工事の予算がつかしました。ですから，親水公園に来てくれる方が増えることと思います。また，今，予定として親水公園のトイレの後ろ側になると思いますが，駐車場も計画されておりますので，なお一層，町内外の皆様が親水公園へ来てくださるのかなと，私はそのように思っております。

それから次に，まちなか・商店街活性化事業ということで，今，利根町の商店は，ほとんど営業されていないと言っても過言ではないのかなと思います。私も以前は，ニュータウンと白鷺と2軒持っておりましたが，時代の流れでやっつけられない，そういうことで，私は2軒とも閉めておりますが，これは町の事業として，旧商店街を何とか活性化させようという，そういう事業でございます。町長をはじめ，今，一生懸命その事業をやっているわけでございますが，これも，要は利根町で商売をやる方，それを募集しております。また逆に，空き店舗となっているそのお店も，今度は逆に貸してくれますかと，そういうことも言われております。ですから，私は当然2軒ともどうぞお使いくださいという，そういう返事をしておりますが，これも将来の利根町，商店街がなお一層，前と同じように活性化になるようにぜひとも頑張っていたきたいと思います。

それから，今年は，文間小，文小の閉校1年前でいろいろな準備はもちろんしておりますが，大変忙しくなることと思います。また，布川小学校は，令和5年度，利根小学校として小学校の開校が始まるわけでございますが，その点でも教育委員会をはじめ皆さんは大変忙しいことと思いますが，無事に開校を迎えることを私は願っております。

さらには，文化センターにおきましては，特にもう何年も前から計画は立っていたのですが，エレベーター設置工事が行われますので，工事が終了した後は便利になることと思います。また，使いやすくなると思います。

次に，図書館でございますが，空調改修工事が行われますが，終了した後は，この図書

館が居心地がよい図書館になることと私は願っております。その図書館の中で休憩をしながらいろいろな本を読み、また勉強をし、いろいろな面で便利になるのかなと思いますので、大いに私は賛成しておるところでございます。

利根町として数多くの予定が組まれております。ウォーキング大会、各団地の納涼大会、また、町民運動会等、数多くの事業が組まれておりますが、今のところ2年間は実施されておられません。今年は何としてもコロナが一日も早く収まり、実行できる利根町が明るく令和4年度が過ごしやすいように、私は願うのみでございます。令和4年度の予算と総合的に見ますと、町民のために組まれた予算でございますので、私は大いに令和4年度の予算には賛成でございます。

以上で終わります。

○議長（新井邦弘君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

山崎議員。

○2番（山崎誠一郎君） 山崎誠一郎でございます。議案第25号 令和4年度利根町一般会計予算について、賛成討論をいたします。

ようやく、猛威を振るっておりましたコロナオミクロンによるまん延防止等も、21日をもって全面解除になるようであります。いよいよコロナ後のウイズコロナ、つまりコロナに感染していても社会経済活動を回していくという、国の大きな、そちらの方向にかじを切ったということ私は意味するものと思っております。

世界中が日本中が、コロナ後の経済、そして、ロシアのウクライナ侵攻による物価高が懸念される中、利根町の予算が通らない状況になることは、利根町の行政の停滞を招くことになることは、責任ある町会議員の行動とは到底思えません。コロナにおいて、この2年間の間に大きな打撃を被った農家の皆さんへの支援策として、10アール当たり5,000円の補助金を活用した主食用水稻生産支援対策事業が、この予算に組み込まれております。ほかには、安心安全対策として、私が初当選以来3年間、防犯カメラの設置と、立候補の際の約束でありましたが、それが今回、初めて防犯カメラの増設がしっかりと組み込まれております。ほかにも、高齢者への優しいまちづくり、教育関係、移住促進等の新たな施策を織り込み、現状の財政状況の中で、でき得る限りの予算編成だと思っております。また先ほど来、反対討論で話が出ておりました、報酬に関しましても、先ほど若泉議員がおっしゃっていましたが、戻すということでございます。

前回の可決の際に、賛成討論で私は何度も言いましたが、反対した議員の1人は、当時の諮問委員会の委員長です。二月の間にたった4回の会合だけで決めてしまった諮問委員長が、今、議員です。当時の議長であった人は、喜んで喜んで、上がるぞと言って張り切って、当時の町長に持っていた人も、なぜか反対しております。

学校統合に関しましても、今、幾らかかっている、3億円かかっていると、始まる時

はかかるんです。それを将来に引きずらないために、ここ1年、2年でその投資をして、学校の統合に結びつけようと今やっている最中です。目先にとらわれなくて、将来の学校の運営に関して、利根町の置かれている立場をよく考えて行動しているのが、今の行政であります。

佐々木町長は、就任後、昨年7月に1期4年が終了しました。今回の予算編成は、2期目になりまして最初の予算編成であります。就任前の20年間の間に合併を潰して、そして過疎になってしまった利根町を、今現在、行政一丸となって、知恵を絞って、県の支援を受けて、国の支援を受けて、どうにか一步一步前に前進をさせているのが現状であります。

まだまだワクチンの接種も必要です。この予算が通らなければ、ワクチンの接種も滞ってしまうんです。そんなことをしたら、利根町が笑われるのです。ここで予算に反対して行政を停滞させ、利根町をブレーキをかけるわけにはいかないのです。町民の皆様の生活も、この予算が通らなければ、少なからず生活がしづらくなります。

私は以上のことから、町全体のことを考えて、町民の皆様のことを考えて、町を前に進めるために、ここでブレーキをかけるわけにはいきません。よって、この予算に対して賛成といたします。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

船川議員。

○11番（船川京子君） 11番船川京子です。私は、賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほど委員長報告でも申し上げましたが、予算審査特別委員会は、4日間、委員10名の下、町長、教育長をはじめ各課長及び担当職員が出席をされ、私たちの質疑に対し一つ一つ丁寧に誠実な答弁をいただいたと記憶をしております。また、全体的に予算の編成に対しても、最少の予算で最大の効果が上げることを目指していると理解をしております。

先ほどから、議員の報酬、また、小学校の統合等が反対討論、賛成討論の内容になっている部分がありますが、まず、報酬に関しては、議会として既に態度決定をされております。また、小学校統合に関しても、条例を議会として可決しております。また、複数回にわたり、執行部から説明も受けています。さらに、コロナの交付金の活用等も、執行部のほうから説明を受けた上での今回の予算編成となります。ゆえに、執行部においては、議会に対し説明を行い、議決され、議会の態度が決定されたことを予算に反映をされている、そのように認識をしております。

私は、これまで議論されてきた内容が、議会としての態度の決定を反映されているのであれば、反対の根拠には当たらないと考えます。ゆえに、このたびの一般会計予算に関しては、賛成の立場をとらせていただきます。

○議長（新井邦弘君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第25号から議案第31号まで、それぞれ採決をします。

まず、議案第25号 令和4年度利根町一般会計予算を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第25号は原案どおり可決されました。

次に、議案第26号 令和4年度利根町国民健康保険特別会計予算を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第26号は原案どおり可決されました。

次に、議案第27号 令和4年度利根町公共下水道事業特別会計予算を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第27号は原案どおり可決されました。

次に、議案第28号 令和4年度利根町営霊園事業特別会計予算を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第28号は原案どおり可決されました。

次に、議案第29号 令和4年度利根町介護保険特別会計予算を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第29号は原案どおり可決されました。

次に、議案第30号 令和4年度利根町介護サービス事業特別会計予算を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第30号は原案どおり可決されました。

次に、議案第31号 令和4年度利根町後期高齢者医療特別会計予算を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それではお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第31号は原案どおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第17、委員会提出議案第1号 利根町議会基本条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑通告がありませんので討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

採決システム起動します。

委員会提出議案第1号 利根町議会委員会条例の一部を改正する条例を採決いたします。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、委員会提出議案第1号は原案どおり可決されました。

暫時休憩をいたします。再開を13時30分とします。

午前 11時55分休憩

午後 1時30分開議

○議長（新井邦弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（新井邦弘君） 日程第18、請願第1号 小学校統合問題に関する請願書を議題とします。

この件については、3月2日の本会議において、厚生文教常任委員会に付託しております。委員長から会議規則第94条第1項の規定により、請願審査報告書が提出されましたの

で、お手元にその写しを配付しております。

ここで審査の経過及び結果について、委員長報告を求めます。

厚生文教常任委員会石井公一郎委員長。

〔厚生文教常任委員長石井公一郎君登壇〕

○厚生文教常任委員長（石井公一郎君） それでは、今定例会において厚生文教常任委員会に付託されました請願につきまして、3月8日午後1時半より、委員全員出席の下、慎重なる審査を行いました。委員会の審査の経過と結果について御報告いたします。

まず初めに、請願第1号 小学校統合問題に関する請願について、会議規則第93条の規定により、紹介議員である片山 啓議員に説明を求め、その後に質疑を行いました。

質疑の主な内容でございますが、委員から、この小学校統合については議会で議決した。これは利根町の意味決定で、そのため議会の重みは相当ある。令和3年度予算を可決し、令和5年開校に向けて頑張っていることについて紹介議員は承知かとの質疑があり、紹介議員の答弁として、議会の議決は承知している。ただし、こういう町民の声があるということに対して議員は真摯に耳を傾けるといふことも大事なことだと思ひ、この請願の趣旨に共感を得るところがあったので紹介したとの答弁がありました。

また、ほかの委員からは、小学校統合について多くの住民が知ったのは、つい最近のことであるとの記載があるが、このつい最近とはいつ頃だったのかとの質疑に対し、今回の町長選挙のときだと聞いているとの答弁でありました。それに対し、令和2年1月28日から3月3日まで、小学校統合基本方針に対してパブリックコメントを出せる時期があった。このようなパブリックコメントは、請願者のほうが町への意見を届けるという入り口の一つだと思う、パブリックコメントで意見を届けるということはしなかったのかとの質疑に対し、請願者は、先ほど申し上げたとおり、この前の町長選挙のときに知ったということだから、当然していないと思うとの答弁でした。

また、ほかの委員からは、一番大事なことは、児童生徒が統合したことによって切磋琢磨して、思考力や判断力、そして問題解決能力などを育み、社会性、希望意識に優れさせること、地域コミュニティとしての生活配慮も考えつつ、子供たちがどうしたら、これからそういった勉学に励みながら、大人になるためのステップアップするのかということ、この請願書を見ると、子供の立場に立っていない、ただ地域住民に説明がないから統合は反対だと、その点はどのようにお考えかとの質疑に対し、確かにこの請願書には、子供のことを書いてなくて、大人のことが書いてあり、地域住民が主眼になっている。しかし、町をつくるためには、地域住民の力は大変重要で、地域のコミュニティづくりは、今も昔も小学校を核としたコミュニティづくりで進んできたのが多い、これからますます少子高齢化が進む町で、住民がお互いに助け合っていかななくてはいけない社会がもう既にスタートしている。そういう中で、その核となる小学校がなくなるということに対する懸念を非常に強く持っているということの答弁でありました。

その他、各委員より活発な質疑が行われた後、討論を行いました。討論は、2名の委員から反対討論、1名の委員から賛成討論があり、請願第1号は、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（新井邦弘君） 報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

大越議員。

○4番（大越勇一君） 令和4年、請願第1号 小学校統合問題に関する請願に反対討論をいたします。

請願書には、住民の多くが小学校統合を知ったのはつい最近であるとされておりますが、町は平成30年1月に小学校統合調査検討委員会を立ち上げ、町のホームページにて公開しております。その後、議会において一般質問でも取り上げられ「議会だより」にも掲載しました。町も、議会も、小学校統合に関しては懸命に発信してきたことを多くの住民の方々に知っていただきたいです。

そもそも論でございますが、請願者や紹介議員をはじめ、小学校統合に反対している方々は自分たちの考えや都合で行動しており、何よりも小学校に通う子供たちや保護者の目線で物事を考えていないと思います。まず、子供ファースト、子供たちの目線で考えることが最も重要であります。

例えば、現実的に複式学級になることを考えてみてください。前後に分かれて、2学年が同じ教室にて授業を受けること、一つの授業で約半分の時間しか先生に関われないこと、先生がほかの学年の授業をしているその声を、自習しているときに聞こえてくるのです。運動会やレクリエーション活動も想像したことがあるのでしょうか。統合により、学年が上がるごとにクラス替えができたり、新しい友達ができることを楽しみにしている子供たちがいるのです。

年間で生まれる子供の数が50人以下の利根町において、小学校統合は避けて通れない問題です。そうした状況であるならば、町の宝である子供たちを町全体で見守っていきたいと考えます。

地域のコミュニティーにおいても、小学校統合後も現在の校舎は残ります。その跡地を有効に活用し、それを地域コミュニティーにつなぐこと、そのためにはどうしたらいいのかを皆さんで考える、これが大事なことではないでしょうか。

少子高齢化は、利根町だけの問題ではなく、我が国全体の問題です。時代は変化していきます。そうした時代の変化に即したまちづくりが求められます。また、紹介議員である

片山議員は、残念ながら、請願の内容を把握しておりませんでした。

以上のことから、令和4年、請願第1号 小学校統合問題に関する請願には反対いたします。

○議長（新井邦弘君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

次に、原案に反対する議員の発言を許します。

五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 私は、反対の立場で討論いたします。

小学校統合問題に関する請願書は、令和4年2月21日、議長に提出されました。紹介議員は、片山 啓議員です。片山議員は、厚生文教常任委員会の副委員長であります。請願の審査に当たり、紹介議員の片山議員から請願の趣旨説明がありました。請願文書の冒頭で、次のように述べています。

町は、令和5年度より、文小学校、文間小学校の2校を廃校し、布川小学校1校に統合することに決定したが、住民の多くがそのことを知ったのはつい最近であると、こういうことがあります。私自身、これ請願者ですね、平成29年度より羽根野台自治会の会長を4年間、区長を3年間勤めたが、その間、検討委員会の答申案をまとめたことも、教育委員会が基本方針を策定したことも、町から小学校統合に関する報告は何も受けていないと、住民が知らなかったのも当然であると、このように、冒頭、請願者は実直に書いてあります。

請願審査では、羽根野台自治会の会長と区長という要職を歴任した者として、行政情報に接する機会が少なくないと思います。積極的に区長、自治会長は進んで行政情報を、その自治会の区域の区と申しますか、区民に積極的に伝える義務があります。それが区長の大きな役目でございます。そして、その請願の内容をよく見てみますと、統合については避けて通っていると、そういう感触がいたします。

一般的に請願というのは、その請願の願意が成就、実現することが目的です。それが請願の最終目標でございます。多くの方の署名をいただくのが普通です。請願というのは、利根町の住民に限りません、通行人も請願に署名できます。そして、厚生文教委員会の請願審査で、それでは片山議員、その署名簿の提出はありますかと、そういうことを要求したのですが、簡単に「ありません」という答えでございます。これでは、紹介議員としても、いかにも無関心に過ぎません。そして、再度、委員からお尋ねしましたところ「ありません」と、そして、紹介議員から、詳しいことは請願者に話を聞いてみたらどうかと、そういうニュアンスの発言がありました。議会事務局から、急遽話がありましても、所定の事務手続がなければ参考人の招致はできませんと、こういう専門的な分野から、議会事務局からの話がありました。もし、参考人を呼ぶのでしたら、前もって調整して、しかるべき措置を取って請願を成就することが、紹介議員の任務でございます。

請願については、憲法第16条、このように書いてあります。

何人も損害の救済，公務員の罷免，法律，命令または規則の制定，廃止または改正，その他の事項に関し，平穩に請願する権利を有し，何人もかかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けないと，これが憲法に書いてある最高法規でございます。そして，私ども厚生文教委員会では，穏やかに，平穩に，積極的に，厳肅に請願の審査をいたしました。そして，現在，利根町並びに教育委員会では，円滑に統合が進むように事務事業を積極的にやっております。そして，「統合準備委員会だより」を発行し，その都度，各戸配付，回覧とやって，より多くの町民に統合についての理解と協力をいただくように事務方のほうも積極的に頑張っております。

そして，請願者は「統合準備委員会だより」見たこともないと言いますけれども，全部で3回発行しております。まず1回目は令和3年1月8日，創刊号で，第1号です。第2回目は令和3年4月2日の特別号，令和3年6月4日の第2号と，いろいろ統合についての進み具合を町民に，また回覧にしてやっていますので，請願者もこのことは既知に知っていると思います。そして，請願者の意見ですけれども，広報紙などを通じて住民に経過を報告することもしないと，町は検討委員会の会議録を毎回ホームページに掲載しているが，それを見た人は一体何人いますかと，それから都市計画マスタープラン，これも策定しましたけれども，その中にある将来像が本当に描けるのかと，請願に，全てが統合については否定的な部分だけを抜き打ちして言っております。

そして，次のことは令和3年第1回定例会の議会関係ですが，令和3年第1回議会定例会の小学校統合の案がありました。そして，利根町立学校設置条例の一部を改正する条例ですが，中身については，文小学校，文間小学校，布川小学校を統合し，新しく利根小学校にすると。そして，賛成7人，反対4人です。賛成多数で可決しましたけれども，議長は採決に加えませんから。そして「議会だより」には，採決の結果，賛成した議員の氏名，反対した議員の氏名等の記載あります。ここで個人名は差し控えますけれども，それが7人対4人。反対した人の気持ちはどうでしょう，これは分からないですけれども。そして，先ほど大越議員から話がありましたけれども，議員というのは町民の代表でございます。選ばれたことには，利根町の将来を重んじて真剣に立ち向かってやるのが，議員の使命感でございます。利根町の意味を決定したのですが，この意思というのは，気持ちの意思は自分の考えです。この意思というのは，法的この解釈で思うですね，これは決定でございます。そして，賛成の議員7人については，学校問題，義務教育学校の将来の在り方を考えて，極めて，採決の票というのは7票，4票ですが，1票の重みは相当重大な決意でございます。

そして，反対の理由については，「統合準備委員会だより」にもいろいろあります。住民からの問題点，疑問点については，丁寧にクエスチョンとアンサーということで書いてあります。そして，審査委員会においては，請願反対の文書の内容と，その請願審査で進めている統合についての意見の食い違いをよく重ね合わせて，慎重に審査をしました。何

回も何回も中身を吟味して、読み直して、問題点を洗って、準備委員会のクエスチョンとアンサーということをよく重ね合わせてやりました。そして、町当局からも、町長部局と教育委員会部局のほうで丁寧に説明しております。私も今回の請願については、全知全能を使って審査をしたわけでございます。

令和5年4月に、新しい利根小学校が誕生します。昨年3月議会で議決をしたことについては、ここで今、立ち止まって考え直すということは、歴史を止めて後退することです。これでは、児童生徒、保護者、町民並びに統合に御尽力されました皆様に甚大な影響を与えかねません。請願者は、憲法第16条に基づく請願の検証は結構でございますが、中身については現実とはほど遠く、非常に苦しい考えでございます。

以上で、私は反対の討論をいたします。ありがとうございました。

○議長（新井邦弘君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

次に、原案に反対する議員の発言を許します。

若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 私は、反対の立場で討論をさせていただきます。

誠に古い話で恐縮なんですけど、私は、今は旧東文間小学校という名になってしまいましたが、その東文間小学校の卒業生です。この中には、井原議員と私2人いると思います。その頃は、生徒数、私の1年生は61名おりました。1年から6年までは、たしか300名以上いたと思います。東文間の農村の全体の軒数はたしか320軒かそのぐらいだったと思いますが、それほど生徒はいたのですが、残念なことに、たしか平成17年だと思っております、この東文間小学校、生徒数が100名を切ってしまいました。それで結局は、文間小学校と統合したという経緯がございます。そのときの町長は、井原町長でございます。

今、五十嵐議員の討論の中にもいろいろな意見が出ておりましたが、そのときの統合するに当たっての町民の声は、本当に二、三回しか聞いていなかったのかなと私はそのように記憶しております。しかしながら、今回の文小と文間小学校、それを統合して利根小学校にするという案でいろいろと会議を開いてまいりました。議会の中でも、学校課長の答弁では二十数回会議を開いた、そのように私は記憶をしております。

このたびは、そのように町民の声を何回となく聞いて、その上で統合しなければしょうがないだろうという大体の結論がまとまり、議会の中へもたしか2回の中間報告はあったと私は記憶しております。最終的には、議会の中では承認されたわけですが、その議会の中では承認しました。それから委員会の中でも、結局統合しなければしょうがないだろうと、そういう結果が出て、統合することに賛成の結論が出たのかなと思います。このたび、もし、文小を残し、文間小を残し、それで布川小学校、この3校が残していった場合はどうなるのか。恐らく文小学校あたりでは、あと2年かそのくらいになりますと、複式学級になると思います。文間は少しおくれるかもしれませんが、複式学級ということは、この利根町として私は考えられません。これが、島とか、また山奥の学校でしたらそれは考え

られますが、それはちょっと、複式学級ということは1学年、2学年合わせて一つの学級になるわけですから、先ほど言っていましたけれども、本当に先生は1人ですね。複式学級と言ったならば、要は、せいぜいいても十五、六人、そんな程度で2学級が一つのクラスになるわけです。そのようになりますと、生徒数が少ないということは、その生徒、子供たちは競争心が出てこない、やる気がない、そういう結果が出てきます。

例えば、野球にしる、サッカーにしる、バレーボールにしる、1クラスではなかなかそういうスポーツもできない、そういう状況になってしまいます。子供たちは大勢の中で勉強し、運動し、そして切磋琢磨して、勉強して社会に出ていくのが普通だと思います。でも今のままですと、今度その請願出されました。それが万が一可決ということに、私は考えられませんが、そもそも今回、この請願が出てくるということに対して、私は納得できないんです。

委員会を数十回開き、その中で統合しなければいけないよという答えが出てきて、議会にも説明をあり、そして議会の中でも承認された。ですから、町としては、令和5年に向けて利根小学校という学校名も決まり、1年後に開校できるように準備しているのが、今現在の姿だと思うんです。そういうことで、なぜここでこの請願が出てきたのか。先ほど言いましたけれども、私には考えられません。それよりも、統合し、そして、それなりの生徒数を、利根小学校になれば生徒数も多くなるわけですから、それぞれお互いに張り合って、勉強に、運動にしていけるのが、普通の姿ではないのかなと思います。

ですから、それに向けて、我々議員にも関係あるのですが、これは行政に対して特に言いたいことは、来年、令和5年に利根小学校が開校すると同時に、せめて文小、文間小の矛先、どのようにしていくのか、それも一緒に同時に決まるように私は努力するのが一番いいのかなと思います。

ですから、今度のこの請願に対しては、私は反対でございます。以上です。

○議長（新井邦弘君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

井原議員。

○8番（井原正光君） 井原でございます。私は、原案に賛成する立場で討論をいたしたいと思います。

先ほどから、反対者の議員の皆さんの御意見を拝聴いたしました。その中で感じたことは、住民の声を無視している、請願というものの本質を理解していない。憲法に規定されている国民の声、町民の声ですから。なぜ出てきたのか、なぜ請願が出されたのか、それは行政と我々と今までの経過の中で、住民に理解される、理解すべき努力をしてなかったからそういう請願が出てきたと、そういうふうに私は思っております。ですから、その出された請願は、議会で議決したとか、あるいは賛成したとか、反対したとかそういうことではなくて、改めてこの問題について、請願者の、町民の心に戻って、じっくりと公平に議論すべきだった。私はそういうふうに思います。もちろん、委員会では議論されたと思

います。

それで、私はこのとき傍聴はしておりませんでした。いろいろお聞きいたしますと、この委員会の開催する場所、コロナですから、いろいろ制約は受けるでしょう、しかしながら、請願者の立場に立っての傍聴者、住民の傍聴者、これが少ない。しかも、その委員会の中で議員の席をずらっと確保しておいて、委員でない外部の議員がやじを飛ばしている、そういう声も私はお聞きしました、非常に恥ずべきことであります。

先ほど、請願者は誰だ、片山さんだ、この請願者の名前ばかりいろいろ出してありますけれども、これは当然、紹介者がいなくては議論できないのですから、受け付けないのですから当たり前で、この請願者は実に勇気のある人間だと、私のところへ来れば、私も当然受けたのですけれども、残念ながら頼まれませんので受けませんけれども、そういうことで、傍聴者が住民の席じゃなくて議員の席ばかり確保しておいて、その審議の中で議員がどなっている。そうだとか、何だとか、そういうお話を聞きました。

また、紹介議員のほうから、これは大変重要な問題だ。請願の中にあるように、住民が分かっていないんだから、そこまで行政あるいは議員が分かるように努力していないのであれば、これはもう一度、住民の声を聞くべきだろう、公聴会を開くべきだろう、このように申し上げたかと思うんです。そうしたら、事務局からは予算がないというような言葉が出されたそうなのですが、そのときに傍聴者である大越議員が、そんなのも知らないのか、こういうふうに出したと、非常に恥ずべきことなんです。どちらがそんなことも知らないのか、大越議員がまるっきり知らないのです。特別委員会で予算がなければ、予算を取れるんです。そういうことも知らないで、委員会の中でそういうことを堂々と発言する。実に恥ずべきことだ、そういう恥ずべきことをしている。その議員が堂々と賛成討論をして、何もなかったようにここでもってやっている。

私は、賛成討論の原稿を何も用意してきませんでした、きませんでしたけれども、これは委員会の意見を尊重して、2対1でそういうふうにも可決されたんだと、不採択とすべきものと決まったんだと言うから、そのまま黙って聞いていたんですけれども、今ここで皆さんのお話を聞いていて、これは賛成討論をしなくてはならない、非常に間違っただということを言っている。その請願の趣旨を一人一人の議員がよく再確認して、意見を尊重すべきだというふうに私は思っております。この公聴会をやろうという紹介議員の意見、これは非常に私はよかったかと、請願の趣旨に合っているというふうに思いました。予算は取ればいいんです。特別委員会でそう決まったのは、予算は町長が取ることになっているのですから。なっているのですからね。そういうことで、非常に間違っただ発言をしているということでございます。

また、もう一つ気になったことがあるのですけれども、統合に際して、住民の意見は、地区の活性化がなくなるよと、非常に町の将来を憂っている内容だったかと思えます。確かに私も一般質問の中でも再三申し上げているように、利根町は、新利根川を挟んで南と

東二つに分かれているんです。そこに小学校が存在している。そういう地形的なことを見ると、文間、文、それから布川、極端に言うと二つの地域に分かれていることから、文間、文のほうにも学校というものがなくてはならない。

今、高齢化が進んでいる中で、その老人の高齢化を進める一つ的手段としては、小学校の存在。もう一つは、行政としては、人口増を、子供たちを増やす。そういう行政、政策をしていないということも、ひとつあると思うんです。ただ言葉では、育むという言葉を使いながらやっていますけれども、では、政策として何をやっているんだ、全然やっていないじゃないですか。そういうことも私はあるのではないかなというふうに思っております。

いろいろ申し上げましたけれども、とにかく請願は、出されたものはその請願の趣旨にのって、やはり議会でもう一度考えてくれよ、住民の声を大切に、慎重に審議するべきだというふうに思います。その審議内容が、紹介議員を爪はじきするような言葉であったり、そういうことでは私はいけないということで、私は賛成の、まだまだお話ししたいのですけれども、一応ここでやめておきます。

○議長（新井邦弘君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

山崎議員。

○2番（山崎誠一郎君） 山崎誠一郎でございます。その前に、私は、大事な案件でございましたので、資料も下書きもない思いつきで発言することはいたしません。責任ある議員としてはしっかりと勉強して、今しっかりと、これから長くなるかもしれませんが、反対討論をさせていただきます。

片山 啓厚生文教常任委員会副委員長が紹介議員の小学校統合問題に関する請願書に対し、反対討論をさせていただきます。

まず、請願内容は、昨年3月の定例議会において、絶対的民主的な手続で7対4の賛成多数で可決された条例に対し、今回、1年後の本定例議会において請願が提出されたものであります。

議会における請願の審査は、請願が住民から提出される具体的な要望であるという特殊性から慎重を期すために、議長の職権によって常任委員会または議会運営委員会に付託するのが原則であります。今回は、この手続で厚生文教委員会に付託されたものであります。しかし、この案件は、昨年の令和3年3月の定例議会において、利根町立小学校設置条例の一部を改正する条例、いわゆる令和5年4月に3校を統合して利根小学校開校の条例が、先ほども申し述べましたが、完全かつ民主的な手続で可決されたものであります。

町民の皆様が請願書を提出することは、日本の憲法に沿った経緯で問題はございません、井原議員。しかし、今回、同一趣旨の請願が、昨年、絶対的な民主主義のルールで可決した案件を、議会議員、それも厚生文教常任委員会副委員長の紹介でなされたことが、大きな疑問が残るのであります。民主主義のルールと議会の可決を軽視していることになるの

ではないかと、大変危惧するものであります。議会としての意思表示は、既に決している案件であります。議会の意思を相反することにならないよう十分留意すべき問題であると思えます。

今回の経緯を遡れば、請願の紹介議員として名を挙げている片山 啓氏は、議会の尊厳を冒瀆し、議会軽視と言わざるを得ません。また、こうした請願書の紹介議員になることは、議員の肩書を利用し、厚生文教委員の一員である片山議員が意図的に協議会の混乱を招いていると同時に、町教育委員会への業務妨害と捉えかねない暴挙と言わざるを得ません、議員個人の責任をも問いたいと思えます。

そして、昨年3月の定例議会での私の賛成討論でも申し上げましたが、統合に反対した4名の議員のうち3名は、厚生文教委員会のメンバーでありました。石井委員長、片山副委員長、あとの1人は共産党所属の峯山議員でありました。そして、この3名のメンバーは、厚生文教常任委員会を2年以上の間にたった1回しか開催せず、昨年3月の際に反対したものであります。

私は、昨年3月の統合問題の賛成討論でも申し上げましたが、約2年間でたった1回だけの常任委員会開催で反対するとは何事かと、行政側、教育委員会と10回でも20回でもなぜ委員会を開催して疑問を晴らさなかったのか、問題があるならば、なぜ整理をしなかったのかと言わせていただきました。

昨年の議会報告会でも参加された町民の方からも、たった1回の常任委員会の開催で、そして委員会の常任委員長、副委員長、委員が反対するということは何事かと、町民の皆さんから質問がありました。私も全く同感でありました。そして今回、また厚生文教副委員長の身でありながら、反対の請願の紹介議員となっております。民主主義を冒瀆するのもいいかげんにしてもらいたいと思えます。そして、もう1人反対した議員は、16年前に東文間小学校と文間小学校を統合した際には、パブリックコメントもなく、実施せず、保護者アンケートを、これもたった1回だけで強引に統合を進めた当時の町長である井原正光議員であります。どうか、将来ある子供たちを、政争の具にしないでもらいたいものであります。

〔「そんな昔のことをがみがみ言うな」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 静粛にお願いいたします。

○2番（山崎誠一郎君） そのツケを今、払っているんだ。

○議長（新井邦弘君） 静粛に。

○2番（山崎誠一郎君） 黙ってろ。

○議長（新井邦弘君） 山崎議員。

井原議員、静粛にお願いいたします。

○2番（山崎誠一郎君） 次に、請願の内容について反論させていただきます。

まず一つ目としまして、請願書にある住民の多くが小学校の統合を知ったのは最近であ

るとの記載内容が、請願書にはあります。町では、平成30年1月より小学校統合調査検討委員会を立ち上げ、町ホームページに公開してきております。この年の10月には、検討委員会から統合に関する答申書が町教育委員会に提出され、この記事は一般紙においても取り上げられました。この間にも、議会において質問でも複数回取り上げられ、「議会だより」において町民の皆様にご覧いただいております。また、昨年3月の定例議会前までに、保護者アンケート、パブリックコメント募集、地区意見交換会等、様々な周知活動を行ってきたことを私は確認しております。

その他の周知活動ですが、先ほど来言っております厚生文教委員会は、たった1回でありましたが、議会一般質問を8回、議会全員協議会2回、議員説明会2回、町教育委員会3回、町総合教育会議2回、統合準備委員会を昨年3月の条例可決前までに5回の検討委員会を重ねております。この統合問題は非常に大切重要な問題でありますので、時間をかけ丁寧に、地域住民の代表者に、調査検討委員会、統合検討委員会にも多くの方々に入っただき、意見を聴取されたことを確認しております。

そして、最終的には、住民の代表者である町会議員が議会において意思表示を示し、承認した結果が、昨年3月の議会において行われたものであります。こうしたことは、民主的手続の上に進められ、決定したものであります。請願書にある学校統合が時期尚早とは、全く該当するものではないと思っております。

我々議員に対しても、教育委員会及び学校教育課は、平成30年から9回の検討委員会の開催や数多くの議会での説明、アンケートの結果、今後のスケジュール及び進捗状況等を丁寧に繰り返し、説明をいただいております。また、保護者等の皆様から成る委員会及び部会を設置し、統合に向けて頑張っておられることも確認しております。

一昨年10月に、協議及びもろもろの案件の調整を図る利根町立小学校統合準備室を設置し、月1回の委員会を開催し、また三つの専門部会を置き、校名、校章、校旗、校歌、スクールバスのルート、PTAの組織会則、教育課程、学校行事等について協議を進めております。委員会での課題を検討し、協議し、整理しながら前進させるべく活動し、統合に向けた取組状況を回覧等でお知らせしていることを確認しております。また、大きな決定等は「統合準備委員会だより」を発行してお知らせしており、工事改修等については、駐車場の工事やスクールバス、ロータリーの整備、校舎内のエレベーター、多目的トイレ、バリアフリー化工事等の予算を計上して、来年5月の開校に向け熱心に取り組まれていることを確認しております。できる限りの対策、最善の対策を講じ、よりよい環境の下、新しい小学校のスタートができるよう努めていただいております。

次に、請願にある文小学校は、令和6年度1学年1学級を維持できることから、令和5年度より統合を開始しなければならないという根拠はなくなっているという請願の記載内容に対して、私の考えを申し述べさせていただきます。

羽根野台での転入者は、若干いることも承知しております。しかしながら、子育て世代

の充実も当然大切ですが、町教育委員会では、少子化に伴う学校教育をどのような形で進めるのがいいのかを、子供第一に考えた3校を統合することに至ったことを確認しております。文小学校区では、確かに多少入学児童が増えましたが、文間小学校では、数年後には複式学級になってしまう見通しと聞いております。それら町全体を考え、統合小学校づくりに必要と私は考えました。

そして、次の請願であります。適正規模、適正配置からの検討だけでは不十分で、文科省の学校の適正規模、適正配置等に関する手引では、各市町村において、児童生徒の保護者や就学前の保護者の声を重視しつつ、地域住民の十分な理解と協力を得るなど、地域とともにある学校づくりの視点を踏まえた丁寧な議論を行う必要があるとっております。町の統合案は、文科省の言う「保護者や地域住民と丁寧な議論を行う必要がある」とした指針にはほど遠いと言わざるを得ないという請願書の内容でございますが、私の考えについて申し述べさせていただきます。

町教育委員会が示した小学校統合基本方針では、保護者アンケートは、文科省の統合の手引にあるように、児童生徒の保護者や就学前の保護者の声を重視するとありました。また、学校は子供の育ちの場であることも言っています。保護者や未来の保護者に考えてもらいましょうと言っています。そのためのアンケートであり、保護者も未来の保護者も、地域住民そのものです。小学校基本方針が公表するために重視しなければならないのは、アンケートであります。そのアンケートの前文には、町教育委員会では、今後、学校小規模化の諸問題を解消する小学校統合の基本的な考え方をまとめた基本方針を策定していくこととなります。その基本方針を作成するに当たって、保護者の方々の御意見を踏まえた内容にしたいのでアンケートを実施したということであります。

検討した根拠としては、答申概要のほかに、児童数の令和5年度までの推移、各小学校の児童数、学級数、統合各案の概算事業費と主な事業内容等を根拠としております。決して、単に統合ありきでのアンケートではないことは明らかであると私は思っております。

アンケート内容も、小学校3校を1校に統合することをどう思うかの問いには四つの選択肢を示しております。①よいと思う、②やむを得ない、③分からない、④しないほうがよい。そして、この④の「しないほうがよい」を選択した方には、その理由も聞いております。少数意見にも耳を傾けて統合事業を進めてきていることが分かりました。

そして、次の請願書の質問の、小学校は地域の核であり、それがなくなればどれだけ地域コミュニティがダメージを受けるか、それだけに小学校統合は、保護者や住民が納得できるように進めるのが為政者、この為政者というのは政治を執り行う人達ですね、の義務だろうと、その意味でもここで一旦中断し、時間をかけて再検討を求めています。これに対し、私は次のように考えます。

地域コミュニティは、小学校を核として成り立っているということは一理あると思います。しかし、統合することで、地域コミュニティがなくなることはないと思います。

町では、現在、学校跡地利活用検討委員会を設け、できるだけ地域の方々の意向に沿う施設として利活用できるように、今、検討委員会を進めております。学校指導要領でも、よりよい学校教育を通して、より地域社会をつくるという理念を地域住民と学校が共有し、開かれた学校から踏み出し、地域と一体になって子供たちを育む、地域とともにある学校づくりへの転換を示しております。そして、その有効なツールとして、コミュニティースクールが挙げられています。コミュニティースクール設置に向けて、人の配置や条例の整備、体制づくり等々、段階を追って、時間をかけ、進めていこうと考えていることと思います。

16年前に、東文間小学校と文間小学校の統合の際は、しっかりした手続を踏まず強引に進めたことで、統合後の残った東文間小学校の利活用の考えもなく、その後、現在までほったらかしの状態で、現在では、壊すことに1億円、改修にかかる費用も3億円の費用がかかるとお荷物状態になっております。

先日の一般質問で、東文間小学校の跡地利用はどうするのかという一般質問があり、佐々木町長からは、ウナギの養殖やキクラゲの栽培、それも、できるだけ町の財源を使わないで業者に使用してもらおう方法を探っているという答弁がありました。16年間ほったらかしの学校跡地をどうしようかと、現在の佐々木町長と行政側は、その16年間のツケを今払わされている状態です。それから見ると、来年の統合後の文小学校と文間小学校の利活用も統合前に検討委員会を立ち上げていることに、もし反対されている方がいらっしやいましたら、その辺を理解していただきたいものでございます。決して、ほったらかしの状態でこれから進めようとは考えておりません。

次の請願書では、茨城県の小学校の現状を見ながら再検討するべきではないかと請願書に記載されております。3校が統合されると、500人規模の小学校が誕生する、500人以上の児童を抱える学校をつくる必要性が本当にあるのだろうか記載されております。それに対し、私は次のように考えます。

自主財源が厳しい利根町では、できるだけ大事に計画的に財源を回さなければなりません。学校統合では、子供第一を最優先に考えていることだと思いますが、施設面での維持管理の面でも、限りある財源を効果的に使わざるを得ません。そして、500人規模を超える大規模学校にはなりません。予想では450人ほどの開校となり、その後年々少なくなっていくと考えております。例えば、3校を維持するための大規模改修や定期的なメンテナンス、障害者の方のためのエレベーター、多目的トイレ等の設置などには大きな予算が必要になると思います。選択と集中により統合を進め、かかる費用も国の補助や過疎債などを有効に使い、町負担をできる限り削減を図ることかと思っております。

しかしながら、これは私の個人的な考えであります。安心安全の防災や教育関係の費用というのは最重要な取組でありますので、費用対効果とよく言われますが、無駄な支出はあってはなりません。こと防災と、こと教育関係経費はこれに縛られるものではない

と思っております。

次の請願にある、小規模特認校が人気を呼び、茨城県内でも増えつつある。利根町にはその道のプロが多く存在し、その方々に協力を仰ぎながら小規模校として再生できれば、利根町の新しい魅力の一つにすることができるのではないかと記載されております。この請願書の記載について、私は次のように考えます。

小規模校として存在させることはできます。しかしこのままでは、利根町の小学校教育の課題が解消することにはなりません。御指摘のように、小規模特認校は全市町の範囲が学区となり、学校の趣旨に賛同する児童生徒が通学できます。学校存続のための苦肉の策として自治体が特認校として設置している学校が多く、運営は厳しいところがほとんどであります。年間に生まれる子供の数が50名を下回っている利根町で、小規模特認校を開設しても、存続は厳しいと言わざるを得ません。ちなみに、15歳人口割合を近隣市町村と比較してみると、取手市が10%、守谷市が15%、阿見町が13%、そして利根町が7%となっております。取手市で開設された山王小学校ですが、複式学級解消を狙いましたが状況改善はされておらず、数年後にはもう一つ複式学級が増える状況であると聞いております。子供の育成は待ったなしです。時間の経緯とともに失敗は許されません、駄目だったらやり直せばいいという考えではあり得ないのであります。

最後に、請願書にある、学校統合はマスタープランで掲げるような将来像が描けるのか、単なる夢物語に終わってしまうのではないかと、都市計画マスタープランの中で、町は町民に対し自助、共助、公助の考え方を基本に捉え、持続的な都市づくりに向け、伝統行事や催事等の地域のコミュニティー活動等に積極的に参加することを求めているが、地域コミュニティーが小学校を核に、子供会や見守り隊、ボランティア団体、様々なサークル、自治会、そして家族や卒業生等を幾重にも重なり、一つの共同体を形成していると、その核となる小学校がなくなれば、地域コミュニティーが崩壊するばかりか、自助、共助、公助という考え方そのものが失われかねないと請願書には記載されております。

私の考えを申し上げます。利根町都市計画マスタープラン2019年から2030年度策定の趣旨は、都市の将来像や土地利用、道路、下水道をはじめとする都市施設の整備方針等基本的な方向性を示した都市づくりの総合的な指針を示しているもので、小学校統合との方針と反するものにはなっておりません。町の最大の課題である少子化、高齢化問題に対応し、地域住民と町が協働による都市づくりを推進していくことに、今回の学校統合も問題意識があると考えます。

この項目で再度、地域コミュニティー崩壊を訴えられておりますが、2校の小学校が統合されたからといって地域コミュニティーがなくなることはなく、これまでになかった新しいコミュニティー活動が生まれることが想像できると私は考えます。

例えば、統合小学校スクールバスの見守り隊活動や、現在、文間小学校が中心となって活動している地固め唄が、今は文間小学校だけですが、統合されたら、利根町全体で伝統

を継承することやコミュニティースクールの設置検討等いろいろなことが生まれてまいります。

私は、この統合問題を真剣に考えてまいりました。文科省の指針も自分なりに理解したつもりであります。そして自分なりの結論としては、文科省の指針の中でも優先順位があります。最も優先されるものは、町民の皆様から負託をいただいた議員として何が最も重要か、何が子供たちのために、何が一番重要かを考えた場合、まず、学校は子供たちの勉強するところだということでありました。地域コミュニティー形成も大事なことであります。しかしながら、子供たちの勉強するよい環境づくりをつくることが私の信念であり、それに優先することにはなりませんでした。

そして、今回の請願書には、地域コミュニティー等の大人の考えは多くありましたが、実際に通学する子供たちと子供たちの保護者側からの目線がありませんでした。文間小学校統合反対の方とも、私の自宅に複数回来ていただいて話をしました。去年の採決時に、採決に参加せず退場、棄権をお願いされましたが、議員である以上、町民の皆様の負託をいただいている以上、そんなことはできるはずありません。私は、自分の意思と責任で、統合に賛成票を投じました。

また、文小学校の統合反対の皆さんとも、これも自宅に複数回来ていただいてお互いの意見をぶつけました。反対される皆さんの気持ちも十分分かりましたが、私の議員としての最も重要なことは、子供たちの勉強するよい環境をつくってあげることが議員としての責任であるということを示し上げてさせていただきました。統合反対の方もいらっしゃると思いますが、統合賛成の方も大勢いることも事実であります。

子供の教育は、まさに国家にとって最も重要な問題であります。そのため、私は今回の小学校統合問題をしっかりと熟慮し、子供たちにはできるだけよい環境で勉強させてあげることが最優先と考えました。生半可な気持ちで賛成の意思表示をしたものではないことを心から申し上げまして、私の反対討論といたします。

以上であります。

○議長（新井邦弘君） 暫時休憩します。再開を14時50分とします。

午後2時39分休憩

午後2時50分開議

○議長（新井邦弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

原案に賛成する議員の発言を許します。

片山議員。

○3番（片山 啓君） 請願の紹介議員片山 啓です。賛成の立場から討論いたします。

先ほどから聞いておりますと、私が紹介議員になったことが無法者みたいな話が出ていましたけれども、決して私は法に違反して紹介議員になっているつもりはありません。そ

うということはないと確信しております。住民の声をこの議会に届ける一つの方法として、先ほどからも議論されていましたが、認められている権利、それには、紹介議員がないと議会として取り上げていただけないと、それは皆さん御承知のとおりだと思います。

一つずつについての御意見は、それぞれ別にあっていいと思います。賛成反対それぞれあっていいと思いますが、決して間違っただけを私がしたのだということは断固としてありませんので、よろしく御理解いただきたいと思います。

住民がこうやって請願を出すということについては、非常に勇気のあることであります。そして委員会でもお願いしたんですけれども、もっと、その請願者の声を真摯に聞いてほしいという立場から、参考人として呼んでいただけないかと言われたんですけれども、議会事務局のほうから、その場で却下されてしまいました。そういうことのないようお願いしたいと思います。

私は、議員としては住民の声に真摯に耳を傾けるべきと思い、賛成いたします。

○議長（新井邦弘君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

石山議員。

○6番（石山肖子君） 6番石山でございます。小学校統合問題に関する請願に対して、反対の立場で討論いたします。

子供が誰一人取り残されず成長していく、それを私どもは願っております。そして、そのような環境がどのようなものであるか、まずもって、子供の声なき声をどうすくい取り、どうやって大人が環境づくりをするか。このたびの議論の肝要な点は、町の教育環境をどのように考えるかということだと思いました。かつて自分がそうであった子供時代を思い起こして、現在の社会情勢の中で私たち大人がどのようにサポートできるか、これを考えなければならないと思います。

そこで、地域の子育てコミュニティーについて述べさせていただきます。

教育とは、家庭、学校、地域が総がかりで進めていくものです。教育というと学校教育がクローズアップされますが、私は、生涯学習環境も含めた概念だと捉えてきました。現在の社会状況を見ると、子供の居場所が少なくなり、子供が孤立化する傾向が見られます。心の余裕、遊び心、情緒豊かに振れ幅をもっていろいろな感情を経験していく、そのような状況をつくっていくべきなのに、そのような居場所が少ない状況です。

先日も仲間のお母様に聞きました。コロナになってから、居場所がもっと少なくなった。そこで私たち大人は、どういう立ち位置で行動するべきでしょうか。大人には、子供を育てる、子供に教える責任があるというよりは、子供が持っている自ら成長していく力を引き出す、そういう役割があると思います。これが本物の教育、エデュケーションだと思います。英語の言葉からいくと、エデュケートの語源ですね、力を引き出すということだそうです。それが大本だそうです。そして、自由に楽しく学んでいく子供たちにとって、自己肯定感、子供の潜在能力、力の源です。この自己肯定感を持ってもらうようにサポー

トすることが、大人の責任であると思います。

それでは、大人は子供たちの育ちに対してどのようなサポートをどのようにしていくのか。先ほど来申し上げております、居場所が少なくなっている、ここから私の問いが始まりました。家庭で読み聞かせを行う時間が共働きの家庭では持てない、そのような状況である。であるならば、学校という場にこちらから出かけて行って、おせっかいおばちゃんですけれども、お話を聞いてもらって、少しでも元気になってもらおうと思って活動してきました。そこで、その居場所ということですが、学校というハードの部分に加えて、もちろんその中に先生方がいらっしゃって面倒を見ていただいております。それに加えて、廃校、学校にかかわらず、どのような場所であってもです。どのような居場所が子供に必要か、大人がどのようなソフトの部分に携わるか、そのような議論を含んだこの請願の議論であるべきだったと思います。

私は、子供に必要な体験としては、二通りあると考えました。認知能力、それから、これはいろいろな教育委員会で、教育大綱等に記述され始めている言葉ですが、非認知能力、こういう能力について子供に持ってもらうという、そのような計画、方向性を示しているところがあります。非認知能力は、社会での実践、体験から生まれるものであり、人との心の対話が必要です。いろいろな人に会っていただきたい。私が本の読み聞かせをやっていたのは、その意味もあります。一つの本には、その筆者の人生が含まれています。本棚にはいろいろな人生が並んでいて、それを私たちが子供たちに、このような本を読んだらこのことは解決するよみたいところで紹介をし、そして本の世界を堪能していただく、そのような経験も含めてです。

実際の大人との交流も必要です。そこでこの認知能力については、学校で教えていただく。それと、公共図書館、町立図書館等も機能をこれに果たすでしょう、学校図書館もそうです。そして、非認知能力については、先ほど来、私がこの請願についての論点とした地域の子育てコミュニティ、これが大いに寄与すると考えてきました。その一つの形、システム制度、それがコミュニティスクールです。本物の信頼関係を全世代で築いていくことが必要です。

今回の請願では、子供の居場所、そして子供を中心に考えた私たちの議論、これが必要でした。子供たちの居場所について、非認知能力を育む経験ができる場所であること、それはつまり、できるだけたくさんと同級生、教室で一緒の子、学年で一緒の子、異学年のお友達、それから大人、おじいちゃん、おばあちゃん、異年齢との交流ができて、心が豊かになって、そして自ら助けを求めることができるようになる能力、分かりづらいと思いますが、自分の考えがこうでこうだ、そしてこうしたいんだけど、そのためにあなたの力が必要だ、あなたの能力が必要だ、助けてほしいと言える、このような関係性をつくる、このことが大事だと私は思っております。

したがって、学校での時間では、できるだけ多くの経験を児童生徒同士が行う、先生方

とも交流をする。そして、放課後や休日のときには、さらに広い多様な人材と交流することがベストだと思っております。そのための学校、学校跡地、図書館、地域コミュニティーの活動の場、これはいろいろな考え方があると思いますが、ボランティアセンターでもよろしいでしょう、それからスポーツ関係で簡単なスポーツが楽しめる、おじいちゃん、おばあちゃんと一緒にできる、そのような場でもよろしいでしょう。これらがネットワークをつくって、町全体が一つになり、チーム利根として子育てに関わっていく、これが私の夢です。

そのような方向性について最後に申し上げますと、利根町では、小中一貫教育も含めて学校統合事業を進めてきていただき、教育施策の中に学校図書館に人を入れる、そのような動きをしてきていただいております。この地域コミュニティーを醸成しようとする方向性、これは私自身は、今現在も行政の方々の言葉から見いだせております。よって、私はこの請願について、反対をする次第です。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（新井邦弘君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

石井議員。

○5番（石井公一郎君） 石井です。賛成の立場で申し上げます。

私は、議員は住民からあれば、これは当然、その住民の立場になってやるのが、これは意見を聞いて、それを行政に届けるというようなことが、これが一番だと思うんです。それで私は、前にも合併に反対したというような、それはなぜかという、耐震工事もできた、それにクーラーも子供たちのために全部取り換えたというようなことがありました。そういうことで、それで子供たちの勉強がしやすいような環境をつくった中で、まだ国庫補助金の問題もあったと思うんです。まだ10年も経過していないと、そのようなことで、この国庫補助金の返還、そのようなことが生まれる可能性があるのかなというようなことで反対した。

それで、文小は、先に子供たちが少なくなるというのは、これは当然分かっています。文間小もいずれはそのような形になるにしても、分割して、一遍ではなくて、文小は文小が少なくなって複式学級とかになるとすれば、そういう時点で徐々に布川小に統合していくのが私は一番いいのかなと。いずれ統合はしなくてはならないと、これは十分に私も分かっております。ただ、国庫補助とかそういう問題があるので、前には、今もそうですけれども、まだ10年、耐震とかクーラーを全教室につけて対応しているというようなことなので、この件については請願については賛成いたします。

○議長（新井邦弘君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

船川議員。

○11番（船川京子君） 小学校統合問題に関する請願書。最後に結論づけられております「令和5年度に予定されている布川小学校への統合を中止するよう請願する」この布川

小学校への統合を中止、このことに対しては不採択の態度を取らせていただき、この請願に対する反対討論をさせていただきます。

先ほど、他議員のほうから発言があった、小規模校で懸念される複式学級の導入についてですが、これに関しては、一つのクラスに2学年が一緒に学ぶ、このことは現時点において、統合することによって避けられる問題であると認識をしております。また、複式学級により学級が減少することによって与える影響として、担任外教師の加配制限があります。これは、子供たちに音楽、美術、算数、英語、体育等、高いスキルを持つ専任の教師に学ばせてあげたいと思いますが、それがハードルが高くなっていきます。このことはしっかり考えていくべきだと思います。

また、この請願の中に、自治体で教職員を雇用すれば複式学級が避けられるという文言がありますが、自治体で教職員を採用するということは、人件費プラスアルファを町で賄っていかなければなりません。3校に1人ずつ配置したとしても1人500万円、これは前後しますけれども、1,000万円から1,500万円ぐらいの経費が必要になってくると考えます。であるならば、その経費を現場の子供たち一人一人の成長に学びの場として反映させてあげたい、そのように考えます。

また、ほかの学校とのオンライン授業、これは支持したい一つではありますが、全ての授業がオンラインで賄えるわけではありません。現場の人と人との触れ合いの中で学んでいくことが望ましい人間形成の部分もあるかと考えています。そして、茨城大学教育学部附属小学校では、3年生と4年生の一部生徒で複式学級を導入しているとの御紹介も請願者からいただきました。これも聞き取り調査をいたしました。確かにこのような対応はあるようですが、これも全国を見渡すと、過疎化が進む中でどうしても複式学級に対応していかななくてはいけない、一つの研究の材料という用語弊があるかもしれませんが、モデルケースとして対応している部分だということも、聞き取り調査の中で調べてまいりました。

また、小規模特認校、これは同じ自治体であれば、どの通学区からも入学できる制度。確かに、いろいろなプロの方が利根町には多くいらっしゃることは事実です。しかしながら、子供たちの人数が減っていく中で小規模特認校として再生の道を探るには、時間も、また、子供の人数だけではなく、学校としての整備体制、受け入れる情勢も追いつかない現実があるのではないかと考えております。

以上のようなことから、この請願書を提出してくださった町民の皆様の思いは真摯に受け止めたいと考えておりますが、先ほど申し上げたような内容で、この請願には反対せざるを得ない部分がございます。それと同時に、議会として態度決定をし、既に現場は進んでおります。ここまで準備を進め、一番子供たちにとって望ましい方向を探りながら、町長をはじめ私たち議員も執行部も、そして教師も、保護者も地域の方たちも一番望ましい形でこの統合に向けて、本来であるならば一丸となって進んでいくことが望ましいのではないかと日々感じております。その中で、いろいろな御意見があって当たり前だと思います。

す。だからこそ私たち議員は、町民の方から伺ったいろいろな思いを受け止めさせていただきながら、また、町長をはじめ行政が目指している方向、そして現場の教育長の思い等々もただ聞くだけではなくて、その中で、たとえ幾らかでもお伝えしながら、少しずつでも理解と協力を得ながら、マイナス要素を減らしていくことが望ましいのではないかと考えております。

以上のような理由で、私は、この請願は不採択の立場を取らせていただきます。

○議長（新井邦弘君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

次に、原案に反対する議員の発言を許します。

花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 請願に反対の立場から討論いたします。

この統合問題は、私も保護者という立場もありますけれども、主役は子供です。子供のことを10年後、20年後、本当に統合してよかったな。この統合に対しては、教育長と何回もお話しさせていただきました。教育委員会をはじめ、町は将来の子供のために、本当にこの統合はよかったと必ず実現できると思いますので、この請願には反対いたします。

○議長（新井邦弘君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

請願第1号 小学校統合問題に関する請願書を採決します。

この請願を採決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成少数です。したがって、請願第1号は不採択となりました。

○議長（新井邦弘君） 日程第19、常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の所管・所掌事務調査の件を議題とします。

各委員長から所管・所掌事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付した所管・所掌事務調査について閉会中の継続調査の申出がありました。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（新井邦弘君） ここで一部事務組合及び企業団に所属する議員から、各議会の報告について発言を求められておりますので、これを許します。

まず、龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会報告について、五十嵐辰雄議員。

〔龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会議員五十嵐辰雄君登壇〕

○龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会議員（五十嵐辰雄君） 五十嵐辰雄でございます。龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会報告をいたします。

令和3年9月2日開催いたしました第3回定例議会で報告いたしました、その続きを御報告いたします。

令和3年11月8日、令和3年第2回定例会が開催されました。議事内容を報告いたします。

議案第1号 令和2年度龍ヶ崎地方塵芥処理組合一般会計歳入歳出決算についてです。

歳入総額は30億4,203万1,829円です。歳出総額が29億3,228万9,810円で、歳入歳出差引残額は1億974万2,019円となります。歳入についての構成する金額ですが、これは市町からの分担金です。合計しまして15億5,184万8,000円です。前年と比較しまして7億2,701万8,000円の大幅な増額となります。この主な要因は、リサイクル施設基幹的設備改良工事の負担金が増額したことです。そしてもう一つは、地方債の償還が開始したことによります。国庫支出金は3億462万6,000円、繰入金については、財政調整基金より2億3,246万4,000円の取崩しを行い、設備改良工事の財源へ充てました。組合債では、リサイクル施設基幹的設備改良工事への充当財源で6億2,970万円の借入れを行っています。

歳出については、総務費の一般管理費で2億4,600万8,066円を支出しました。衛生費の清掃施設費では26億1,429万8,471円を支出しました。前年度と比較しまして13億6,765万5,859円の増額です。その主な内容としては、工事請負費で、内容は、リサイクル施設工事、ごみ処理施設整備工事で17億1,823万800円を支出しました。前年度と比較しまして13億3,719万800円の増額です。

議案第2号 令和3年度龍ヶ崎地方塵芥処理組合一般会計補正予算（第1号）について申し上げます。補正の内容については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,488万4,000円を追加しました。歳入歳出額の予算ですが13億3,627万4,000円となります。

議案第3号 龍ヶ崎地方塵芥処理組合関係市町の分賦金の割合についてでございます。関係市町に分賦金については、前年と同様に協定書に基づく割合を定めています。

以上で、全議案について、全会一致により認定並びに原案どおり可決いたしました。

ここで、龍ヶ崎地方塵芥処理組合の管理者会議が、令和4年1月27日開催されました。新管理者に、萩原 勇龍ヶ崎市長が就任いたしました。

次に、令和4年2月18日、令和4年度第1回龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会定例会が開催されました。

議案第1号 令和3年度龍ヶ崎地方塵芥処理組合一般会計補正予算（第2号）です。補正の内容は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,347万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億2,974万8,000円とするものです。この補正予算は、年度初めの4月から業務委託等の債務負担行為の決議でございます。

議案第2号 令和4年度龍ヶ崎地方塵芥処理組合一般会計予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億4,661万5,000円と定めるものです。前年度と比較しまして2,522万5,000円の増額でございます。

歳入について主なものは、分担金及び負担金で10億9,064万8,000円です。前年度比較しまして209万6,000円の増額です。使用料及び手数料では1億6,612万1,000円です。

歳出については、総務費の一般管理費で1億5,136万6,000円、前年度と比較しまして733万7,000円の増額です。これは、職員1名を採用した人件費でございます。衛生費の清掃施設費については10億4,737万8,000円となり、前年度と比較しまして801万5,000円の増額です。公債については、基幹的設備改良事業費債及びリサイクル施設基幹的設備改良事業費債で、合計しまして1億1,722万6,000円の償還金であります。

議案第3号 龍ヶ崎地方塵芥処理組合公平委員会委員の選任でございます。令和4年3月31日をもって任期満了となる利根町選出の小泉正和氏を適任とする議会の同意を求める案でございます。

議案第4号 龍ヶ崎地方塵芥処理組合監査委員の選任でございます。組合議員選出の監査委員が任期満了となるので、高橋 稔議員を選任したいので議会の同意を求める。

以上、全議案について全会一致により同意または原案どおり可決されました。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 次に、龍ヶ崎地方衛生組合議会報告について、花嶋美清雄議員。

〔龍ヶ崎地方衛生組合議会議員花嶋美清雄君登壇〕

○龍ヶ崎地方衛生組合議会議員（花嶋美清雄君） 龍ヶ崎地方衛生組合議会の報告をいたします。

龍ヶ崎地方衛生組合議会では、2月14日に令和4年第1回全員協議会、2月25日に令和4年第1回定例議会が行われました。

第1回全員協議会では、まず、組合議会定例会提出案件について事務局から説明がありました。また、衛生組合においては、前管理者の任期満了に伴い、藤井信吾取手市長が新たに管理者に就任しました。管理者からは、同組合を含めた稲敷、龍ヶ崎地方3組合の統合の取組を継続していくことが報告されました。

次に、第1回定例議会であります。議案第1号 龍ヶ崎地方衛生組合公平委員会の選任については、取手市から推薦された江澤敦広氏を選任することに全会一致で同意されました。

議案第2の龍ヶ崎地方衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、職員の昇任、昇格の厳格化を図るため新たに職を設ける改正で、全会一致で可決されました。

議案第3号 令和3年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計補正予算（第2号）は、既定の予算総額から歳入歳出をそれぞれ117万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3

億9,006万1,000円とするもので、全会一致で可決されました。

議案第4号 令和4年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計予算は、歳入歳出予算総額をそれぞれ3億9,567万円とするもので、トラックスケール計量器の改修や汚泥貯留槽の防食塗装補修が予定されており、全会一致で可決されました。

続いて、一般質問では、管理者の決定の経緯や影響についての質問がありました。

以上で、龍ヶ崎地方衛生組合議会の報告を終わります。

○議長（新井邦弘君） 次に、稲敷地方広域市町村圏事務組合議会報告について、石井公一郎議員。

〔稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員石井公一郎君登壇〕

○稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員（石井公一郎君） 稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員を代表して、本年度の組合議会活動状況を御報告いたします。

議会等の開催状況を順に申し上げます。

初めに、昨年5月25日に令和3年第1回組合議会臨時会が開催されました。議案は、新型コロナウイルス感染症の定義について所要の改正を行う、組合職員の特殊勤務手当等に関する条例の一部を改正する条例、牛久消防署配備の更新車両であるはしごつき消防ポンプ自動車の取得、いなほ消防署及び龍ヶ崎消防署西部出張所配備の更新車両である高規格救急自動車の2台の取得、利根消防署新築工事に伴う建設用地の盛土にかかる経費として利根町負担分5,441万9,000円を施設費委託料として計上した補正予算第1号。

次に、昨年7月7日に全員協議会が開催されました。議題は、新組合3組合の統合、複合化の骨子案についてであり、初めに、これまでの一部事務組合の国及び茨城県の経過と現在の状況、龍ヶ崎地方衛生組合、龍ヶ崎地方塵芥処理組合及び稲敷地方広域市町村圏事務組合の3組合が統合し、複合化する新組合の設置の検討に入った経緯等についての説明がありました。なお、令和5年4月1日に新組合を設置するとしており、今後、関係市町村と綿密で十分な協議を行い、当議会と関係する8市町村議会からの意見を伺いながら進めていくとして了承したところであります。

次に、昨年11月16日に組合議会定例会前に全員協議会が開催されました。議題は、稲敷、龍ヶ崎地方新3組合の統合、複合化についてであります。

初めに、関係する8市町村議会等への説明に関するてんまつについて報告されました。7月から8月にかけて、3組合が分担して新組合の骨子案の概要について説明した結果の報告であり、圏域住民のメリット、具体的な経費の削減、分担金について及び議決方法など、資料を基に説明を受け、稲敷、龍ヶ崎地方3組合統合、複合化計画が示されました。この素案を関係する8市町村議会へ説明しながら議論を重ねることで了承されました。

次に、昨年11月16日に令和3年第2回組合議会定例会が開催されました。議案は、組合公平委員の選任として、稲敷市の大竹克己氏とする人事案件に同意し、令和2年度組合一般会計歳入歳出決算及び令和2年度組合水防事業特別会計歳入歳出決算について認定し、

令和4年度に予定する8件の債務負担行為限度額の計上、利根消防署建設用地、盛土工事の実施設計及び車両購入にかかる事業の契約確定に伴う負担金、国庫支出金、繰越金及び組合債を構成する補正予算第2号及び令和4年度組合関係市町村の分賦金割合の議案が上程され、いずれも議決いたしました。

次に、令和4年1月25日、全員協議会が開催されました。議題は2月14日に開催される令和4年第1回定例会に提出の議案の概要説明のほか、令和3年中の火災、救急及び救助の出場状況、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う救急搬送について、令和4年1月31日現在の状況の説明がありました。利根町における令和3年中の災害状況は、火災件数、建物5件、その他1件の6件、救急出動件数は728件、救急救助出動は11件で、利根町における新型コロナ感染者の移送は3名、感染症の疑いがある者の搬送が26名でした。

次に、令和4年2月14日には令和4年第1回組合議会定例会が開催されました。議案は、予算案件4件が上程されました。令和3年度一般会計補正予算（第3号）、令和3年度水防事業特別会計補正予算（第1号）、令和4年度一般会計予算及び令和4年度水防事業特別会計予算が上程され、いずれも議決されました。

利根消防署庁舎建設事業であります。本年度、盛土造成工事の実施と建築工事設計業務を実施いたしました。建築場所は、横須賀字二の耕地1163番地外5筆、敷地面積は5,174平米、庁舎の概要は、鉄骨造りの耐震構造2階建て、延べ面積約1,000平米。主要施設としては、事務室、会議室、研修室等、操法訓練場等の訓練施設、ヘリコプター離着陸場、みんなのトイレ等の施設であります。建設工事の工期は、令和4年度及び令和5年度の複数年継続事業とし、令和5年の秋の竣工を目指して事業を進める予定であります。

次に、組合議会に関連したその他の報告をいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大により、毎年5月に実施している水防訓練は中止されました。

以上で、今年度の稲敷地方広域市町村圏事務組合の報告を終わります。

○議長（新井邦弘君） 次に、茨城県南水道企業団議会報告について、大越勇一議員。

〔茨城県南水道企業団議会議員大越勇一君登壇〕

○茨城県南水道企業団議会議員（大越勇一君） 令和4年第1回茨城県南水道企業団議会定例会の会議の内容について御報告いたします。

令和4年2月17日木曜日午後1時30分から、企業団の議場において開催され、議案第1号及び議案第2号 監査委員の選任について、これは、それぞれ有識者及び議会議員からそれぞれの専任となっております。

議案第3号 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例について、議案第4号 令和4年度水道事業会計予算について、計4件が提案されました。

議案第1号については、取手市在住の税理士である石橋大輔氏が、全員賛成で可決され

ました。

議案第2号については、利根町議会議員の若泉昌寿議員が、全員賛成で可決されました。

議案第3号については、長年改正していなかったものを現行の法制内容に基づき改正をしますので、全員賛成で可決されました。

議案第4号の予算については、企業長より、業務の予定量及び収入支出について説明があり、令和4年度の税抜きでの損益は8億981万9,000円の純利益となる見込みとのことでありました。工事予定額については、配水管布設替え工事1億7,710万円、布設替え工事費24億9,403万円、戸頭配水場更新工事費7億7,202万4,000円、道路復旧工事費4,180万円等、合計37億2,589万円を予定しているとのことでした。3人の議員から質疑がありましたが、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

そのほか一般質問では、3人の議員から、茨城県が公表しました新水道ビジョンについて、1軒1水道事業を目指す指針についての質問があり、そのほか、水道料金の引下げについて、水道管の規格外塗料の使用について等の質問がありました。

以上、茨城県南水道企業団議会定例会の報告でございます。

○議長（新井邦弘君） 報告が終わりました。

○議長（新井邦弘君） 最後に、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

佐々木喜章町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） 令和4年第1回定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

まず初めに、昨日の地震でございますが、東北地方で被害がございました。この場をお借りいたしまして、お見舞い申し上げます。

町の対応でございますが、防災危機管理課職員をはじめ施設を所管する課長及び職員が、即時、参集いたしまして、施設や道路などの点検を行っております。その結果、特に大きな被害もなく、安堵したところであります。災害はいつ起こるか分かりません。今後も気を緩めることなく、町民の皆様の安心安全に努めてまいります。

さて、3月2日から本日までの通算16日間にわたり行われました今定例会も、ここに全日程を終了し、閉会を迎えることになりました。議員の皆様には慎重なる御審議をいただき、提案いたしました案件は全て原案のとおり可決並びに承認を賜り、心より厚く御礼申し上げます。また、代表質問や一般質問、予算審査特別委員会において、議員の皆様からいただきました様々な御意見や御提言につきましては真摯に受け止め、今後の町政に生かしてまいりたいと考えております。

現在、18の都道府県に適用されているコロナのまん延防止等重点措置ですが、21日の期

限をもって全面解除される見込みとなっております。しかしながら、県内における新規感染者数は依然高止まりが続いております。町といたしましても、ワクチン接種をはじめとした感染拡大防止への取組を継続しつつ、地域経済の活性化につながる施策についても、より一層推進してまいります。

一方、世界に目を向けますと、連日テレビなどで報道されているように、ロシア軍によるウクライナ侵攻が激化し、数多くの人々が犠牲になっています。また、停戦協定も思うように進まず、民間人が避難することさえできないという悲惨な状況が続いております。世界の誰もが平和を願っているはずです。私といたしましても、一日も早いロシア軍の撤退、そして争いの終息を願っているところでございます。

このように、コロナだけでなく世界情勢の激動により、日本経済に与える影響は大きなものとなっております。世界平和を願いつつ、今後も町民と地域が生き生きと躍動する町を目指し、町政運営に全力で取り組んでまいりますので、議員の皆様にはより一層の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。閉会に当たっての挨拶といたします。

長期間にわたる審議、大変御苦労さまでございました。

○議長（新井邦弘君） 発言が終わりました。

○議長（新井邦弘君） 以上で、今定例会の日程は全部終了しました。

お諮りいたします。

会議に付された事件は全て終了したため、会議規則第7条の規定により、今定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 異議なしと認めます。

以上で、令和4年第1回利根町議会定例会を閉会いたします。

次回、令和4年第2回定例会は、6月2日の開会を予定しております。

長期間お疲れさまでございました。

午後3時47分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

利根町議会議長 新井 邦 弘

署 名 議 員 大 越 勇 一

署 名 議 員 石 井 公 一 郎